令和９年度　国に対する要望事項
(重点要望事項)

令和８年１１月

福 岡 県 市 長 会

目　　次

要　望　項　目　　頁

1　都市財政の拡充強化について … 1

2　地方創生の推進について … 7

3　社会保障・税番号制度の円滑な運用について … 9

4　高度情報化施策の推進について … 11

5　真の分権型社会の早期実現について … 14

6　地域防災体制強化のための施策の充実について … 16

7　消費者行政の推進について … 22

8　学校教育の充実について … 23

9　学校施設整備等の充実について … 30

10　地域福祉施策の充実・強化について … 33

11　障害者（児）の福祉増進について … 36

12　少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について … 40

13　経済・雇用対策について … 44

14　まちづくり・地域経済の振興等について … 46

15　観光施策について … 49

16　国土保全・治水事業等の推進について … 51

17　運輸・交通施策の一層の推進について … 58

18　循環型社会の構築について … 61

都市財政の拡充強化について

真の分権型社会の実現の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．国・地方間の税源配分の是正について

現状における国・地方間の税の配分は７：３である一方で、地方交付税、国庫支出金等による財源移転後の税の実質配分では３：７となっており、依然として大きな乖離がある。

ついては、消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を早期に行い、国・地方間の税の配分をまずは５：５とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

また、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

２．事務移譲に伴う地方税財源の確保について

国において施策を実施し、又は施策の拡充を行う際には、人件費など事務費用を含めた全額を国の負担とし、地方に財政的な負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

また、地方への事業の移管を検討する場合には、必要な財源を税源移譲により確実に措置することとし、国の都合により施策を変更する際には、地方に新たな負担が生じないように制度設計すること。

３．地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止について

(1) 地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は、決して行わないこと。

地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、今後も臨時財政

対策債に頼ることなく、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきである。

(2) 歳出の効率化を推進する観点から導入された業務改革の取組等の反映については、地方の業務見直し期間や実情を考慮し、対象となる項目の導入や経費水準の算定を慎重に進めること。

なお、地方財政計画においては、業務改革の取組等の成果の反映状況に着目した減額は今後とも行わないこと。

(3) 激甚化・頻発化する自然災害への対応やインフラ老朽化対策等の防災・減災、国土強靱化に係る取組のほか、こども・子育て政策の強化、団塊の世代が後期高齢者となることに伴う医療・介護の体制整備、地域社会のデジタル化、脱炭素社会の実現に向けた取組等に係る財政需要については、確実に措置するとともに、物価高の状況によっては、様々な行政経費の更なる増大への対応についても、地方財政計画に適切に反映した上で、必要な財政措置を行うこと。

また、国の基礎的財政収支（プライマリー･バランス）の改善目的のために、地方固有の財源である地方交付税が削減されることのないよう十分配慮すること。

(4) 基準財政需要額の算定に当たっては、必要な一般財源が基準財政需要額に正確に反映できるよう単位費用を設定するとともに、その単位費用の算定方法等詳細を明示すること。

(5) 地方交付税の算定に当たっては、地域の課題解決に向けた意欲的な取組や、地方創生に向けた継続的な取組に支障が生じることのないよう、地域のデジタル化に係る財政需要を的確に反映すること。

４．国庫補助負担金の改革について

(1) 国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 税源移譲されるまでの間、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や使途に関する要件の緩和、予算流用への弾力的対応、事務手続の簡素化など、地方にとって、自由度が高く活用しやすい制度とすること。

(3) 国が負担すべき経費の支出時期や額によっては、資金不足に陥る可能性があることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、全ての国庫補助負担金について概算払い制度を導入すること。

５．地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施について

地方債のうち公的資金について、繰越事業における財政融資資金の借入時期について、地方公共団体の出納整理期間を考慮する等、借入条件を改善し安定的に確保

すること。補償金免除繰上償還については、対象団体の拡大や対象要件の緩和を図り、改めて実施すること。地方債の償還期間については、施設の耐用年数に応じた弾力的運用を行うこと。

また、公共施設等の適正管理の推進に係る地方債については、老朽化対策等の課題が生じている全ての施設を対象とするとともに、恒久的な措置とすること。

特に、令和２年度にて終了した市町村役場機能緊急保全事業に代わり、庁舎の建替事業において、国土強靭化等の観点から市町村役場の整備促進を図るため、自治体のさまざまな状況を考慮した上で、更なる財源措置を講じた地方債を創設すること。

６．固定資産税の安定的な確保について

税源の偏在性が小さく、住民税と同様に基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で極めて重要な基幹税目であるため、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

特に、償却資産に係る税収は市町村全体で約１．９兆円（固定資産税収全体の約１９．４％）と大きく、その減収は安定的な行政サービスの提供に多大な支障を及ぼすことから、国の経済対策などの観点からの見直しは行うべきでなく、償却資産に対する固定資産税の現行制度を堅持すること。

７．税負担軽減措置等の整理合理化について

地方税の税負担軽減措置及び国税の租税特別措置の一層の整理合理化を進めること。特に、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を含め、固定資産税・都市計画税の非課税、課税標準の特例、減額措置等については、抜本的な見直しを行うこと。

８．ゴルフ場利用税の存続について

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場周辺の道路整備、環境整備等の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を維持・存続すること。

９．福岡県市町村負担金の見直しについて

(1) 県が事業主体となるべき事業の市町村負担金は、速やかに廃止すること。廃止する際には、関係市町村との意見交換を十分に行い、全体事業費を確保した上で、従前どおりの事業促進を図ること。

また、負担金継続とされた事業については、今後、負担率の軽減または廃止を検討すること。

(2) 平成２２年度に見直しがなされたことについては、一定の評価をするものであるが、一方で、受益者の限定度合い等に係る福岡県との認識の相違、市町村への移管に当たって整理すべき諸課題、個別事業に係る課題等が残されている。

また、市町村負担金の対象範囲や協議の際のより詳細な資料提示、見直しにより市町村に大幅な財政負担の増加を伴うものも含まれるなど、残された課題も多い。これらの課題等については、今後も継続して市町村と十分に協議を行うこと。

さらに、今後、国直轄事業負担金の見直しがなされた場合には、市町村負担金についても見直しを行うこと。

10. 消防救急無線のデジタル化に係る財政支援の拡充について

消防救急無線については、平成２８年５月３１日までに通信方式の変更（デジタル化）が完了したが、このデジタル化に伴う維持管理費用が発生し、継続的に多額の負担が必要となることから、消防救急無線のデジタル化に係る維持管理費用について財政支援を拡充すること。

11. 自動車関係諸税における市町村税財源の確保について

自動車関係諸税の課税のあり方の検討に当たっては、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、市町村に減収が生じることのないよう、安定的な税財源を確保すること。

12. 地方法人税制度の運用について

法人住民税法人税割の税率を引き下げ、地方法人税の全額を地方交付税の原資とする地方法人税制度の運用に当たっては、地方交付税総額の不足に対する確保策とせず、地域間の税源偏在性の是正及び財政力格差の縮小という創設の目的から外れることのないようにすること。

13. 過疎対策事業債について

過疎対策事業債については、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、継続するとともに、各地域の実情に応じて対象施設の拡充を行うこと。

なお、過疎地域の増加等により、各自治体において認められる金額が制限されているため、継続した場合においても、過疎地域の自立促進を図るための事業を着実に実施できるよう必要額を確保するとともに、他の建設事業と同様に、施設の耐用年数を越えない範囲で償還年限を延長すること。

14. 施工時期等の平準化のための柔軟な財源措置について

公共工事の施工時期等の平準化を促進するため、工期が複数年度にわたらない工事においても、工事発注平準化を目的とした補助事業及び交付金事業への更なる国庫債務負担行為の設定や、早期かつ柔軟な繰越承認を行うこと。

15. 防災・減災、国土強靱化について

法定計画として策定された「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づき、国土強靱化の推進に必要な財源を安定的・継続的に確保すること。

緊急防災・減災事業債については、近年の大規模災害を踏まえ、広域的な消防体制や自治体間の連携などの取組みを国が推奨していることから、災害時の防災拠点施設として適地と認められる場合は、庁舎等の現地建替えなど対象事業を拡大すること。

さらに、緊急浚渫推進事業債については、集中豪雨が発生した際の道路冠水や家屋等への浸水被害を低減するため、道路側溝、調整池及び水路の浚渫等、維持管理が求められており、対象事業に加えること。

加えて、緊急自然災害防止対策事業債については、集中豪雨の頻発により、市街地においても繰り返し浸水被害が発生している状況にあることから、被害の軽減を図るため、市街地における排水路整備等の治水対策を早急に推進できるよう、市街地の排水路を対象事業に加えること。

16. カーボンニュートラルに係る支援について

市町村が２０５０年カーボンニュートラル実現に向けて取り組めるよう、新たな支援制度の創設を含む財政支援の強化を行うこと。

また、財政負担の大きい公共施設に対する再生可能エネルギーの導入等について、県が率先して補助を創設する等、財政措置を行うこと。

17. 物価高対策に要する財政措置について

エネルギー・原材料価格の上昇や円安の影響などによる物価高等により、今後も市民生活や地域経済に深刻な危機が生じることが想定されるため、引き続き、物価高に係る支援を行うこと。このうち、国庫補助負担金の対象経費については、その基準額の算定において、物価高による影響分を含めるなど適切に対応すること。

また、今後も引き続き物価高に対応するための地方向け交付金による財政支援を行う場合は、財政力に関わらず、必要な額を適切に見極めた配分になるよう、算定方法の見直しを行うこと。

特に定額減税調整給付金などの給付金の支給事務にあたっては、支給件数一件当

たりの基準額が定められており、人件費高騰等の影響により市町村の負担が発生している状況にある。市町村の負担が発生しないよう、必要経費による実費精算となるよう算定方法の見直しを行うこと。

18. 各種公金取扱手数料に対する財政措置について

現時点では無償あるいは低額となっている公金取扱手数料について、総務省通知をもとに指定金融機関、収納代理金融機関など複数の金融機関から様々な内容で、自治体に対する有料化あるいは大幅な増額の要望が出されているところである。公金取扱事務に係るデジタル化を実現した後も、公金事務取扱手数料は依然として発生し、自治体の負担増となることから、各種公金取扱手数料について、財政措置を講じること。

地方創生の推進について

地方創生の取組を積極的に推進するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．地方自治体への支援について

(1) 今後の地方創生施策の展開に当たっては、地方が創意工夫による取組を積極的に進めることができるよう、国は様々な支援を行うとともに、必要とされる財源を確保すること。

(2) 支援制度の活用に当たっては、大きな事務的負担が発生することがないよう、事務手続きにおける負担の軽減措置を講じること。

(3) 外国人との共生は特定地域だけでなく将来にわたる国全体の課題である。そのため、外国人との共生等に関する施策については、主体的に実施されるとともに、地方自治体がその事務の一部を担う場合は、各省庁において、地方自治体への運営支援を行うとともに、恒常的かつ十分な財政措置を講じること。

外国人受入環境整備交付金については、急激に増加する外国人住民に合わせて、また、都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講じること。

併せて、地方自治体が地域の実情に応じて活用できるよう、新たな交付金制度の創設など、特段の配慮を行うこと。

また、外国人を受入れる大学、専修学校、各種学校及び日本語教育機関等については、地域や地方公共団体との連携に関して主体的に取り組み、設立後も継続して地域社会との共生に向けた取組みを実施するよう、認定や認可の基準等に盛り込むとともに、審査プロセスにおいて基礎自治体や地元住民の意見も踏まえて審査を行うこと。また地域との軋轢が生じないよう、設立後も含め必要な確認・指導を行うこと。

２．地域未来交付金について

地域未来交付金については、地方が独自の発想のもと、地方創生に積極的かつ安定的、継続的に取り組めるよう、新しい地方経済・生活環境創生交付金での課題等を踏まえ、補助率や上限額、新規事業の申請上限件数を見直すとともに、対象事業費の制約を大胆に排除した交付金とすること。

特に、拠点整備事業においては、事業費も高額になる場合が多く、昨今の労務費、資材費等の高騰の影響を受けることから、上限額の嵩上げを行うこと。

３．地域間の連携に対する支援について

地方自治体が、定住自立圏や連携中枢都市圏などの地域間の連携に積極的に取り組んでいけるよう、十分な財政措置や国庫補助の採択など支援の強化を図ること。

特に、地方交付税による財政措置では、交付額が不明瞭となるため、交付金等により明確な財政措置を講じること。

４．国の役割について

地方創生を実現するため、地方の人口減少の歯止めや、東京一極集中の是正、また、外国人材が大都市圏等へ集中して就労することとならないようにするための必要な措置など、国が自ら果たすべき役割は極めて大きい。そのため、市町村が地方創生に全力で取り組む一方で、国においてもその役割を明確にするとともに、実効性のある施策を主体的に実施していくこと。

少子化対策は、自治体間で格差が生じるものであってはならず、国が責任をもって制度設計し実施すべき施策である。そのため国は、自治体が地方創生として行う定住化施策や人口減少対策について、財政力を前提とした自治体独自の少子化対策を講じる必要がないよう制度間の調整を図ること。

社会保障・税番号制度の円滑な運用について

社会保障・税番号制度の円滑な運用を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．制度の運用に必要な情報提供及び調整・協議について

情報連携に関する省令や制度運用における詳細な情報など、社会保障・税番号制度の円滑な運用のために地方公共団体が必要とする情報を速やかに提供すること。

また、本制度の改正に当たっては、この制度が地方公共団体の実施している事務にきわめて重大な影響を及ぼすことから、国は迅速に地方公共団体へ情報を提供するとともに、地方公共団体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

２．本制度等に関する周知・広報について

本制度及びマイナンバーカードの利活用に関する国民の不安を払拭し理解を得るとともに、マイナポータル、情報連携又はマイナンバーの利用拡大について、混乱が生じることのないよう、国の責任において十分かつ丁寧な周知・広報を行い、自治体の広報に係る費用の負担軽減を図ること。

３．個人情報保護対策の強化について

情報連携やマイナンバーカードの健康保険証利用を含むマイナンバーの利用拡大に当たっては、個人情報保護の観点から、情報セキュリティの万全な確保について、引き続き国の責任において取り組むこと。「社会保障・税番号制度」は、特に、全国一律に高い水準での対策を求められることから、地方公共団体の状況に応じた適切な助言など積極的な支援を行うこと。

４．地方負担に対する財政措置・制度設計の見直しについて

本格運用開始後もデータ標準レイアウトの改版が頻繁に行われている中、今後新たに情報連携の対象となる事務の拡大も予定されているため、対応に係るシステム整備費に対して確実に財政措置を講じること。

また、マイナンバーカードの交付又は更新、特に電子証明書の更新に伴う市町村負担に対し、十分な財政措置を講じるとともに、マイナポータルの活用による電子証明書の更新等の対面手続きを不要とする仕組みを早期に整備するなど、市町村負

担の軽減を図ること。

高度情報化施策の推進について

高度情報化施策の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．電子自治体の構築に係る財政措置について

(1) ＩＴ関連機器に係る財政措置について

① 庁内ＬＡＮ拠点間ネットワークの維持・管理、一人一台パソコン等のＩＴ関連機器の拡充・更新及び情報セキュリティ対策強化等、電子自治体構築に伴う主に基盤的な経費について、積極的な財政措置を講じること。

② 住民基本台帳ネットワークシステム、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）、その他国が示す事務処理標準システムといった全国的ネットワーク機器に係る所要額及び新たな機器の設置、庁舎と出先機関、データセンター等への大容量回線の整備費用並びにネットワーク回線の運用に関する費用等については、その全額について財政措置を講じること。

(2) ＩＴ関連コスト削減に向けて、自治体クラウドの推進、市町村間の共同アウトソーシングの推進、電算システム共同利用促進に向けた取り組み、基幹業務システムの統一・標準化の推進及び拡大等について技術的・財政的な指導・支援等を行うこと。

(3) 自治体情報セキュリティクラウドをはじめとする電子自治体の構築に必要となる高度な情報セキュリティ対策を実施するにあたって、適切な技術的指導・財政支援等を行うこと。

(4) 官民データ活用推進基本法及び地方公共団体におけるオンライン利用促進指針に定める地方公共団体の行政手続に係るオンライン利用促進に当たっては、適切な技術的指導・財政支援等を行うこと。

(5) コンビニ交付サービスにおいて、自治体窓口とコンビニ交付サービスでの交付可能対象者に相違がある。原則として、自治体の窓口で発行が可能な証明書は全て対応出来るようにサービスを拡大すること。

また、コンビニ交付サーバの仕様変更により自治体に発生するシステム改修等のための費用については、その全額について財政措置を講じること。

２．入札事務の電子化及び共同化について

県及び各市町村で重複して実施している入札参加資格申請受付・審査について、

申請システムを構築し、受付・審査の共同化を図る取組を行うこと。

３．地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化について

(1) 標準準拠システムへの移行に係る経費については、全額補助金により必要額を確実に措置すること。特に、標準準拠システム構築までに係るガバメントクラウド利用料については、全額を補助対象経費とし、補助上限額の見直しを行うこと。

また、独自施策や標準化対象外機能等のシステム改修費等、標準準拠システム移行に伴い新たに必要となる経費についても、全額補助対象となるよう必要な財政措置を講じること。

(2) 標準準拠システムについて

① 標準化基準に基づくドキュメント（標準仕様書等）の作成・更新に当たっては、情報連携する標準準拠システム以外のシステムとの連携を十分考慮すること。

また、各省庁の法改正を伴うシステム改修について、地方公共団体の財政負担を軽減するため、標準仕様書に事前に改修内容を反映させること。加えて、改修に係る費用は国庫において確実に措置し、自治体側の追加的な経費負担を抑えること。

② 標準準拠システムの利用料について、ガバメントクラウド環境に移行してもほぼ削減効果が見込めていない。運用経費の抑制のためにも、各クラウドのマネージドサービスを活用したシステムのモダン化が実現できるよう、経費等の各種支援を検討すること。

(3) ガバメントクラウドについて

① ガバメントクラウドに係る技術仕様及び運用ガイドラインについて、継続的かつ具体的な情報提供を行うとともに、情報提供に当たっては、一般行政職の職員が理解できるレベルのドキュメントも併せて提供すること。

② ガバメントクラウドの調達及び提供に当たっては、昨今のクラウドサービスにおける障害事案等を十分に勘案し、強固な基盤としての環境構築を行うこと。また、情報システムのオンライン利用時に要求されるレスポンスに必要な仕様を実装すること。

③ 障害発生やメンテナンス実施等における地方公共団体との冗長化された連携手法や、適時・適切な情報共有を図るための運用フローを確立すること。

(4) 標準準拠システム移行後のランニングコストの増加及び標準仕様書の改版に伴うシステム改修費について

標準準拠システム移行及びガバメントクラウド移行後のシステム運用に係るランニングコスト（アプリケーション等利用料・保守料、ガバメントクラウド回

線利用料、ガバメントクラウド利用料、ネットワーク及びガバメントクラウド運用管理補助委託料など）については、大多数の自治体において移行前の数倍になると試算されている。加えて、ベンダより標準仕様書の改版に伴うシステム改修費の負担を求められている。これらの費用は地方財政を圧迫するものであり、住民サービスの低下・停止につながるものであるため、移行前のシステムに係るランニングコストを上回る部分及び標準仕様書の改版に伴うシステム改修費について、全額確実に財政措置を講じること。

４．デジタル人材の確保・育成について

官民問わず希少なデジタル人材について、自治体ＤＸ推進計画２．０以降において、外部人材のシェアの仕組みについては、国において取り組むこととされた一方、行政内部のデジタル人材のシェアについては地方自治体の自主的な取組に委ねられている。行政内部のデジタル人材についても、地方自治体間相互において、人材をシェアする流動性の高い基盤の構築を求める。また、国と地方自治体間の人材や人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みの継続実施及び充実を行うこと。

真の分権型社会の早期実現について

真の分権型社会の早期実現を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．真の分権型社会の実現に向けた取組の推進について

(1) 「国と地方の協議の場」において、国と地方が対等の立場で十分に協議し進めること。特に、制度創設・改正等を行うに当たっては、企画・立案段階から地方と協議し、その意見を反映させ、事前の情報提供や協議なしに、一方的に地方負担や制度改廃の決定をしないこと。

(2) 国と地方の役割分担の見直し、重点行政分野の抜本的見直し、基礎自治体への権限移譲を推進するとともに、国の出先機関の改革等については大規模災害時の対応などに十分配慮しながら行政の簡素化及び効率化を図ること。

なお、その際には、基礎自治体の意見を十分に聴取し、国と地方との役割分担を確認した上で、慎重に進め、事務の内容の進め方等詳細についても情報提供すること。

さらには、地方自治体において、自主性及び独立性が十分に発揮できるよう法令等による義務付け・枠づけの見直しを行うこと。

(3) 提案募集方式の運用に際しては、地方の発意による事務・権限の移譲や規制緩和の提案に対し、住民の利便性の向上及び行政の効率化に資することが明らかな提案については、支障事例の有無に関わらず、積極的に検討を行い、その実現を図ること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び専門の人材育成等について適切な措置を講じること。

(4) 国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すこと。

また、地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

２．法定受託事務について

(1) 今後、できる限り新たに設けることのないようにすること。

(2) 現行の法定受託事務についても、真の分権型社会の実現に向けた取組を推進する観点から検討を加え、自治事務への転換を図るなど、適宜、適切な見直しを行

うこと。

(3) 法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

３．地方自治体の負担を踏まえた制度設計・支援のあり方について

令和２年度の特別定額給付金事業では、現場となる市区町村の負担が十分に考慮されることなく制度設計されたことから、過大な事務作業が強いられ、住民への迅速な給付をはじめ市区町村が担っている通常業務にも支障が生じた。このことから、今後、市区町村に負担を求める事業の実施にあたっては、市区町村に対して、企画段階からの事前協議や積極的な事前の情報提供、負担を考慮した支援を実施すること。

４．統計調査事務における市町村負担の軽減について

(1) 調査員確保対策と調査方法の見直しについて

① 高齢化や共働き世帯の増加に伴い、調査員及び指導員（以下、調査員等）が不足していることに加え、個人情報保護意識の高まりや生活スタイルの多様化により、調査活動がますます困難になっている。調査員等の経験者でも、業務の負担と報酬が見合わないことなどを理由に再度調査員等になることを辞退することもあることから、統計調査の正確性や信頼性の確保のためにも、調査員等への報酬を増額すること。

② 民間や団体への調査業務の委託の拡大を図ること。また、調査内容により、国からの郵送でも回答率に問題がないと思われる調査に関しては、積極的に国直轄調査とすること。

地域防災体制強化のための施策の充実について

地域防災体制を強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．財政的支援の拡大について

県における地震に関する防災アセスメント調査及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく福岡県津波浸水想定区域による被害想定を踏まえ、市町村が早急に対策を講じることができるよう、財政的支援を拡大すること。

２．原子力災害対策について

(1) 避難計画の実効性を高めるため、避難対策や防護対策の充実・強化に対する支援及び協力体制を確立すること。

(2) 施設の放射線防護対策や、避難所における資機材等の充実など、自治体が実施する原子力防災対策について、自治体の意向を踏まえた交付金制度の充実及び弾力的な運用を図ること。

３．学校施設の整備に係る補助の拡充について

国においては、平成２３年７月７日付けの緊急提言「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」に示された内容を市町村が早期に実施できるよう、補助対象の拡大、補助率の拡充を行うこと。

４．市町村の防災対策事業に係る財政措置の拡充について

(1) 民間施設を含めた指定避難所のバリアフリー化、福祉避難所の整備や避難所として必要な設備の整備に対する財政措置の拡充を行うこと。

(2) 市の防災拠点施設となる庁舎や防災センター等の施設を対象とした、新設・建替え・耐震化などに対する補助金を拡充すること。

また、水害対策として高潮浸水想定区域内等の市庁舎についても緊急防災・減災事業債の対象とするなど、対象事業の更なる拡充を行うこと。または、耐震対策をはじめとした被害想定に対応した市庁舎の新設・建替え等事業に係る交付税措置率の高い起債メニューを創設又は拡充すること。

５．災害発生に備えた備品・備蓄品の整備について

近年の災害の激甚化、頻発化を受けて、防災アセスメント調査による被害想定の見直しが行われたことで、想定避難者数が大幅に増加することとなったが、自治体単独で備品、備蓄品を保管する場所の確保や大幅な財政負担を担うことは困難であるため、国・県において、迅速に被災地を支援するための備蓄物資拠点等を整備し、広域で活用可能な必要数を確保すること。

また、国、県、市町村それぞれが整備すべき備品・備蓄品の数量及び物品の管理・配送体制について具体的な指針を示すとともに、市町村が整備する備品・備蓄品の購入および管理・配送体制の確保について、迅速かつ継続的に対応することができるよう補助事業の創設など財政措置の拡充を行うこと。

６．避難所の環境改善に向けた取組みの推進について

避難所環境改善に必要な簡易トイレやキッチン設備、簡易ベッドなどのプッシュ型支援物資の分散備蓄については、災害や地域の特性を踏まえて、計画的な増強を図ること。

７．液状化対策に係る財政支援について

災害時に液状化が懸念される地域の調査や住民への周知、地盤改良など、液状化対策を推進するに当たっての必要な財政支援を市町村に対して行うこと。

８．災害に係る周知のシステムの再構築について

災害の可能性を迅速かつ正確に把握するための災害関連機器を設置し、周知のためのシステムを再構築すること。

９．自主防災組織の機能強化のための施策の拡充について

(1) 自主防災組織の組織率向上のための更なる施策の充実を図ること。

(2) 自主防災組織の中心的な役割を担い、長期にわたって活動に従事できる人材育成のための施策を講じること。

(3) 自主防災組織等の避難支援活動をサポートする補償制度の整備を図ること。

個別避難計画に基づき、避難行動要支援者や自主防災組織等の支援者が避難や訓練時に負傷等をした場合の補償制度に県で加入すること。

10．大規模災害時における業務支援体制の確立について

(1) 火葬業務について

大規模な災害や事故が発生し、死者が多数出た場合は、単独市での火葬業務だけでは対応できないことが考えられることから、厚生労働省防災業務計画におい

て、都道府県は広域的な火葬計画の策定に努めることとされている。

よって、県においては自治体が連携して火葬業務を円滑に実施できるよう支援・相互協力体制の確立に対応すること。

(2) 廃棄物処理業務について

東日本大震災、熊本地震や九州北部豪雨のような大規模災害に対処するために、県においても災害で発生した大量の廃棄物の処理を一つの自治体で行うことが困難な場合や施設の事故等やむを得ない事由により廃棄物の適正処理が困難な場合に周辺自治体や県全体として支援することが必要である。

よって、県においては、県下の自治体が一体となったこれら廃棄物処理業務の支援・相互協力体制の確立に積極的に対応すること。

11. 自衛隊の配備体制等の見直しについて

自衛隊は国土の防衛はもとより、大規模災害時における派遣など、地域の安全・安心の確保に重要な役割を担っている。また、地域経済や地域社会、まちづくり等にも大きな影響を与えている。

よって、配備体制等の見直しに当たっては、地元自治体に速やかに情報提供を行うとともに、地元自治体と十分協議調整を行うこと。

12. 消防団加入促進に向けた取組について

平成２５年に制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、地域防災力の中核を担うのは、常備消防に加えて消防団であることが示されている。

しかしながら、近年の消防団の構成は、社会環境の変化に伴いサラリーマン化するなど、全国的に消防団員の確保が困難な状況にあり、消防団員を確保するためには、行政及び地域、地元の事業所などが一体となった取組が必要である。

ついては、消防団員が活動しやすい環境整備に加えて、消防団協力事業所及び消防団応援の店事業をはじめとした福利厚生の充実並びに消防団員の準中型運転免許取得に係る費用助成など、地方自治体が行う消防団員の確保を図るための様々な取組に対して、更なる財政支援を行うこと。

13. 想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定に伴う対策について

水防法の改正にともない、県内河川について、想定される最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が新たに指定された。地方自治体としては、この指定に対しての防災対策を地域住民に示していく責務がある。

よって、県においては総合的な治水対策を行うとともに、指定に伴い地方自治体

が実施するハザードマップや避難マニュアルの見直し等のソフト対策事業に対して積極的に支援を行い、連携を図ること。

14. がけ崩れ等の災害対策に対する国による統一的な基準、制度づくりについて

民有地におけるがけ崩れについては、所有者が復旧、防災措置など、適切な管理を行うことが原則であるが、個人の資力では対応できない状況や、所有者が直ちに判明しない場合など、迅速な対応が困難なケースも見受けられる。二次被害等を防ぐためにも、まずは被害への応急復旧対策や適切な防災措置は重要であり、所有者が行うことが前提ではあっても、行政に一定の関与を求める意見もある。しかしながら、現在のところ、特に民有地に対して行政がどのように関与するのか明確な基準等がない。

ついては、がけ崩れ等の災害対策に対して、行政の一定の関与による防災措置が図れる制度及び所有者等が行う応急復旧対策を含む補助制度の創設について検討すること。

15. 国庫補助対象災害復旧事業の工事期間延長措置等について

大規模な災害が発生した場合、公共土木施設災害並びに農地・農業用施設災害及び林道災害においては、災害復旧事業に長期の期間を要する。また、災害が続いて発生した場合には、災害査定事務を査定期間内に終了させる必要があるため、前回の災害復旧事業の進捗に影響を与えることとなる。

よって、災害が大規模な場合や災害発生が続いた場合、期間内での事業完了が非常に厳しい状況となるため、完了までの事業期間を実情に応じて延長すること。

16. 被災者生活再建に対する支援について

仮設住宅の供与期間については、災害規模に関係なく取り扱われるべきであり、特定非常災害特別措置法の規定によらず災害救助法を弾力的に運用することで、自治体による適切かつ継続的な支援ができるよう災害救助法の見直しを行うこと。

また、被災者の早期の生活再建のためには、被災者の負担軽減を図るとともに、幅広い支援策を講じる必要があるため、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度の手続きの簡素化や基準額の引き上げ及び被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度の要件緩和などを求める。なお、基準額の引き上げや手続きの簡素化について一定見直しは行われているものの、応急修理に必要な費用が基準額を超えるケースや手続きに必要な提出書類が多く、手続きが煩雑であるため、更なる見直しを行うこと。

17. 国土交通省の地方整備局・河川国道事務所等の人員体制の強化・充実について

大規模自然災害等の発生時には、国土交通省の各地方整備局・河川国道事務所等から各自治体に対して、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの派遣や、権限代行による災害復旧等の支援が行われている。

今後、更なる激甚化・頻発化が懸念される大規模自然災害発生時の自治体への迅速な支援と社会資本整備の遅滞なき整備の両立のため、国土交通省の各地方整備局・河川国道事務所等の人員体制をさらに強化・充実すること。

18. 社会教育施設の災害復旧について

災害により被害を受けた住民組織などが所有している公民館類似施設などの社会教育関連施設について、その復旧に向けた取組みに対する補助制度を創設する等の支援を行うこと。

19. 公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付要件の緩和について

公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付要件について、激甚災害時に必要となる特定地方公共団体指定の要件を撤廃すること。

20. 避難者情報を迅速に把握できる防災アプリの導入及び防災システム等の全国標準化について

大規模災害時に、指定避難所以外へ避難している人たちの状況や支援ニーズを迅速に把握できる防災アプリを、国主導により導入すること。また、他自治体職員による迅速・円滑な支援や、災害現場から国までの即時の情報共有ができるよう、災害対応業務及び防災システムについて、国主導により全国標準化を進めること。

21. 災害時の情報伝達手段の維持について

防災行政無線については、800MHz帯デジタルＭＣＡサービスが、令和１１年５月３１日で終了することから、当該サービスを使用した防災行政無線（同報系）が使用できなくなり、自治体における災害時の情報伝達手段の確保に多大な影響を及ぼす。また、自治体内部における情報共有手段として移動系無線を使用している自治体もあり、円滑な災害対応に影響を及ぼす。災害時における自治体の情報伝達手段を維持するため、800MHz帯デジタルＭＣＡサービス終了に伴う防災行政無線等の更新費用について必要な財政措置を必要な年数講じること。

22. 消防車や救急車等の公用車に係るＮＨＫ受信料について

地震、津波、豪雨、洪水などの自然災害や大規模な火事災害など様々な災害の発生直前、直後から、地方自治体は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、情報

収集や避難支援、救助・救急、医療及び消火活動を行うなど、多くの役割を担っていることから、消防車や救急車等の公用車に設置しているテレビ受信機は、情報収集手段として必要不可欠である。

このことから、消防車や救急車等の公用車の受信料の減免について、配慮するよう働きかけること。

消費者行政の推進について

消費者行政の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．地方消費者行政強化交付金について

高齢化の加速、単身世帯の増加、デジタル化の進展などに伴い、消費者を取り巻く環境は大きく変化している。こうした中、消費者被害の未然防止に向けた継続的な教育・啓発の重要性は一層高まっており、国民が消費者として自立した消費生活を営むためには、地方自治体による不断の教育啓発活動が不可欠である。

しかしながら、令和８年度に見直しが行われた地方消費者行政強化交付金において、機能維持事業のうち「消費者被害の未然防止」に係る事業メニューは時限措置とされており、その後継となる事業の型が設けられていない。

このため、地方自治体が実施する消費者被害の未然防止に向けた教育啓発活動について、継続的かつ安定的な取組を可能とするため、必要な財政支援を行う恒久的な事業の型を創設すること。

２．消費生活相談体制の充実について

(1) 地方自治体においては、消費者安全法に規定する消費生活センターの設置等の消費生活相談体制を整えようと尽力しても、人的資源等の不足などにより、十分な相談体制の構築に至っていないという現状がある。

消費者トラブルの複雑化・多様化に対応するためには、専門的知識を有する相談員の確保が不可欠であり、国において消費者安全法に規定する消費生活センター設置の要件にもなっていることから、相談員の有資格者（消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント）の養成に努めること。

また、地方自治体が相談員確保に要する費用を軽減するための財源措置を講じること。

(2) 消費者行政活性化のため、福岡県消費者行政推進事業補助金を拡充すること。

学校教育の充実について

学校教育の充実強化を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．教職員定数等の充実改善について（指定都市は除く。）

(1) 少人数学級の推進を含めて、学級編制基準の改定を着実に実施すること。
また、少人数学級実施に必要な教職員数には純増で対応すること。

(2) 少人数指導及び専科指導の充実について

① 指導方法工夫改善の加配定数を基準内の定数となるよう、教職員配当基準を改善すること。

② 指導方法工夫改善定数については、地方公共団体における少人数指導及び専科指導の取組みに必要な配置を行うこと。

③ グローバル化に対応した英語教育の充実に向けて、小学校への英語専科教員の配置の更なる充実を図ること。

(3) 特別支援教育等の充実について

① 特別支援学校において、地域の小・中学校等を支援するセンター的機能を十分に果たすことができるよう、教職員の増員を図ること。

② 特別支援学校に通う児童生徒の早朝受け入れについて、必要な人的配置を行うこと。

③ 特別支援学級における学級編制の標準の引き下げ・教員の複数配置など、配置基準の改善を図ること。

通級指導教室については、配置基準を明確にするとともに、基準を満たすものについては確実に設置すること。

病弱特別支援学級（院内学級）については、学級の特性を踏まえ、児童・生徒一人一人の症状に対応できる教員及び事務職員の人員配置基準の改善を図ること。

④ 小・中・義務教育学校における発達障害等のある児童生徒に対して適切な対応を実現するための教職員配置の充実を図ること。

⑤ 障害種別に応じた教育を行うため、小・中・義務教育学校の特別支援学級について、入級者が１人であっても、学級を設置すること。

⑥ 小・中・義務教育学校における特別支援教育支援員の配置に対し、普通交付税ではなく補助金で財政措置を行うこと。

(4) 副校長、主幹教諭、指導教諭については、段階的に配置の拡充を行うこと。

(5) 生徒指導・進路指導等の充実について

① 児童生徒支援のための加配教員の増員を図ること。

② 専任補導加配教員の増員を図ること。学校の実情に応じて小学校・義務教育学校にも配置できるよう基準を見直すこと。

(6) 小規模校等について

① 小規模校の教職員配当基準及び学級編制基準を改善すること。特に、小規模中学校に全教科の教員が配置できるよう教職員配当基準の見直しを行うこと。

② 現在の学習指導要領の実施に伴う授業時間増に対応するため、９学級以下の中学校における教職員配当基準の改善を図ること。

③ 離島校や小規模校における複式学級の配置基準の改善を図ること。

(7) 学校統廃合時の激減緩和措置について

児童生徒数の減少による学校再編整備を行う場合には、事前・事後の取組の充実及び教職員の激減緩和措置のため、教員並びに事務職員の特別加配措置を講じること。

(8) その他の教職員の配置の充実について

① 養護教諭の複数配置基準の改善を図ること。

② 学校事務職員について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める基準を改善し、複数配置を基本とすること。

③ 食育の推進及び栄養指導・給食管理の強化を図るため、また、アレルギーを有する子どもに対し教育的配慮を行うため、栄養教諭、学校栄養職員を全校配置とすること。

④ 専任の司書教諭が配置できるよう定数上の措置を講じること。

⑤ 専任のいじめ対策担当教諭を配置できるよう定数上の措置を講じること。

⑥ 小学校・義務教育学校前期課程における初任者研修拠点校に非常勤講師を配置すること。

⑦ 日本語指導が必要な帰国子女・外国にルーツを持つ児童生徒等に対する加配教員の増員を図ること。

⑧ 個に応じた指導を行い学力・体力向上を図るため、非常勤講師を配置すること。

⑨ 別室登校児童生徒対策のため加配教員の配置を行うこと。

(9) 不登校児童生徒対策のための教育支援センターへの人的・財政的支援を行うこと。

(10) 情報教育の推進に向けて、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、指導者の充実を図ること。

(11) 国の第４期教育振興基本計画の中で明記されている、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の拡充と歩調を揃え、県においては施策としてリーダーシップを発揮されるとともに、国・県ともに財政的支援、人的支援を講じること。

(12) 中学校・義務教育学校の教育活動として位置付けられている課外活動「部活動」に対する教職員の過重な負担の軽減を図る措置を講じること。

また地方の教育環境を守り、持続可能な部活動の地域展開を実現するため、人材不足や資源の偏在という現状に鑑み、人的支援及び財政支援の措置を講じること。

(13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正により、小学校学級編制の標準が３５人に引き下げられたが、学校教育の更なる充実を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第２項の規定に基づき少人数学級（３５・３０人学級）の早期実現を図ること。

２．正規教職員の計画的な採用の推進について

(1) 正規教職員の欠員の早期解消を図るとともに、大量退職に対応するため、教職員の計画的かつ確実な採用を推進すること（指定都市は除く。）。

また、筆記試験や面接に代え、教育実習の評価を活用する等、人材不足を解消すると共に、教職員の適性を見極めることができる新たな採用方式について、早期に実施すること。

(2) 採用後の職員（特に若年教員）に対するサポート体制の整備を図るとともに、労働安全衛生管理体制の充実のため、産業保健師や産業医等の配置に必要な財政的措置を講じること。

(3) 講師経験等がない初任者には、原則として担任をさせず、副担任、専科、指導改善として配置し、段階的に経験を積める体制を整えること。

３．就学支援制度の充実について

(1) 国において子どもの貧困対策が総合的に推進される中、義務教育の円滑な推進を図るため、就学援助制度については、就学援助率を加味する等、実態に即した交付税措置を講じること。また、生活保護基準見直しによる影響への対応を含めて、十分な財源措置を講じること。

加えて、低所得世帯を対象とした高校生等奨学給付金の拡充を図ること。

(2) 就学援助制度において、毎年度国が定める学用品費等の各区分における要保護児童生徒援助費補助金の国庫補助予算単価について、最近の物価高に見合った額

に引き上げること。特に、修学旅行の実施に当たっては、バス借上料、宿泊費等の値上げの影響を被っているため、修学旅行費の予算単価引上げは、早急に行うこと。

(3) (公財)福岡県教育文化奨学財団の高等学校奨学金制度の充実について

① 予約募集における所得要件の緩和及び貸与時期の見直しを行うこと。

② 採用内定時期の繰り上げ及び採用保留者の解消を行うこと。

③ 貸与要件を満たす者全員分の採用枠を引き続き確保すること。

(4) (独)日本学生支援機構の育英奨学事業について

① 能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう、事業の充実を図ること。

② 大学生対象の奨学金制度の無利子貸与と有利子貸与の枠組については、奨学生の負担増とならぬよう、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の拡充に十分に配慮すること。

４．私立学校に対する助成の拡充について

私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成は、生徒等の保護者の経済的負担の軽減及び教育環境の維持向上を図るために不可欠なものであり、私学教育の振興のためにも、助成額を増額すること。

併せて、十分な財政措置を講じること。

５．食育の推進について

(1) 健康な心と身体を育むための食育推進体制の確立を図ること。

(2) 生活のリズムを整え、心身の健康を保つ「早寝、早起き、朝ごはん」の定着を図ること。

６．スクールガードリーダーの配置について

(1) 文部科学省の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として実施されているスクールガードリーダーの配置については、地域の見守り活動の定着を推進するためにも、県は国に事業実施の申請を行うこと。

(2) 事業実施については、毎年、新入生の入学時期にスクールガードリーダーが配置できるようにすること。

７．スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置について

(1) 全ての小学校、中学校及び義務教育学校後期課程に配置の「スクールカウンセラー」の配置時間の拡充を行うこと。また、現在、県配置のスクールカウンセラーと市配置のスクールカウンセラーの間で連携が取りにくい状況が発生してい

ることをふまえ、都道府県及び政令指定都市に限られている教育支援体制整備事業費補助の対象をその他の市へ拡大することや、県から市への委託を認めること等により、市におけるスクールカウンセラー活用事業の充実を図ること。

(2) 不登校をはじめとする生徒指導上の課題解決や子どもの貧困対策のため、小・中・義務教育学校への「スクールソーシャルワーカー」の配置の充実を図ること。

８．学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）について

小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減については、恒久的な制度として、保護者や自治体の負担が生じないよう適切かつ十分な財政措置を講じること。

また、基準額については、適切な額となるよう毎年見直しを行うとともに、自治体の予算編成等に支障が生じないよう、余裕を持った時期に公表すること。

なお、中学校段階についても、負担軽減の早期実現に向け、十分な検討及び準備期間を確保した上で実施すること。

９．学校におけるいじめや不登校等の予防・早期発見・改善について

学校におけるいじめや不登校等の予防・早期発見・改善につなげるため、学級集団の状態や生徒指導上の問題点を把握・分析することができるアンケート「Ｑ－Ｕ」等を導入する学校や自治体等への財源措置を講じること。

また、学校ネットパトロール等を実施する自治体等への支援のため、十分な財政措置を講じること。

10. 学校教育における外国語教育の強化について

学校教育における外国語活動、外国語教育及び国際理解教育の推進に向けて、ＡＬＴ（外国語指導助手）及びＣＩＲ（国際交流員）の派遣、ＪＥＴプログラム（語学指導等を行う外国人招致事業）以外の民間事業者を活用したＡＬＴ、指導者の配置にかかる経費の財政措置の拡充を図ること。

また、児童生徒の英語によるコミュニケーションを図る資質・能力を客観的に検証する経費など外国語教育環境整備に対する財政措置を講じること。

11. 県立高等学校の学区の弾力化について

次代を担う子どもたちが、自己の将来設計を行い、学び続ける意識を向上させるために、幅広い進路の選択ができるように高等学校の学区の弾力化を図ること。

12. 特別支援学校の設置・整備等について

(1) 特別支援学校の設置義務を有する県として、市が独自に特別支援学校を設置し

ている市域内において、県立特別支援学校の設置又は県による運営への変更を行うこと。

(2) やむを得ず市が新たに特別支援学校を設置する場合の費用や、既に市が設置し運営する特別支援学校の運営費及び改修等の整備費について財政措置を講じること。

(3) 教員の派遣など県立特別支援学校から市立学校への人的支援を行うこと。

13. 福祉施設に併設する市立小・中学校の財政措置について

県内唯一の児童心理治療施設に併設する市立小学校の分校及び中学校の分教室について、福祉施設並びに分校及び分教室の性質を踏まえた上での県費負担による運営費等に関する財政措置を講じること。

14. 市立、組合立高等学校等の施設及び教育活動の充実支援について

市立高等学校や組合立高等学校の継続的かつ安定的な運営を図るため、施設整備及び教育活動に必要な財政措置を講じること。

15. 学校給食費公会計化システム導入推進について

「教職員の働き方改革」において揚げられている学校給食費の徴収業務に係る教職員の負担軽減の観点から、自治体の財政負担が生じることがないよう、国は学校給食費公会計化システムの導入に必要な財政措置を講じること。

16. 小・中学校統合支援事業について

人口減少社会に突入し、それに伴い少子化が進行している中では、学校統合の取組は今後増加していくものと見込まれる。

学校の統合は、主に行財政改革の一環として行うものではなく、教育環境をより充実し、すべての児童生徒への教育の保障を実現するために行うものであるため、県が行う支援策については、県内の市町村間で差が生じることのないようにすること。特に、学校統合支援事業補助金については、申請を行った全市町村の補助対象経費における申請額全額が補助されるよう財政措置を確実に行うこと。

17. 基本研修等の研修体系の見直しについて

(1) 基本研修を含む各種研修について、効率的かつ効果的な研修体系を構築し、実施時期の見直しやオンラインでの実施等を積極的に推進するなど、学校現場の負担を考慮した研修を計画すること。

(2) 全国教員研修プラットフォーム「Plant」に関して、全ての研修の申込を移行し、

円滑に運用できるよう研修の申込や受講等に係る各市町村及び学校における負担軽減を図ること。

18. 医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充について

(1) 医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、環境の整備等学校に対する支援その他必要な措置を講ずるための財政措置を行うこと。

(2) 医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるための財政的支援の拡充（「切れ目ない支援体制整備充実事業」の補助率を「医療的ケア児保育支援事業」と同様に 1/3 から 2/3 へ拡充することや支援員の加配を補助対象とすることなど）及び事業費全額を補助対象とすること。

(3) スクールバス等の利用が困難な医療的ケア児が、福祉タクシー等で通学等する場合において、福祉タクシー等の利用料を就学奨励費の対象とすること。

19. 不登校対策の充実について

校内教育支援センターの設置・運営に係る人件費や整備費用に対する十分な財政措置を講じること。

20. 県下統一した仕様の勤怠管理システムの導入及び財政支援について

教職員の働き方改革に向けて勤務時間や有給休暇等の適正な把握に取り組む「勤怠管理システム」の導入について、県及び県教育庁が主体となり、県統一仕様のシステムとして、共同運用すること。

また、導入に当たっては、市町村へ財政支援を行うこと。

学校施設整備等の充実について

学校施設の充実強化を図るため、国・県においては、下記の事項について特段の措置を講じること。

記

１．義務教育施設整備等の充実改善について

(1) 学校規模の適正化や安全で良好な教育環境の確保のため、市町村が自主的・計画的に義務教育施設や学校体育施設等の整備に取り組むことができるよう、これらの学校施設整備の事業量に見合う国庫補助予算額の確保及び必要な財政措置の拡充を図ること。

(2) 学校用地の取得費についての所要の財政措置を講じること。

(3) ＧＩＧＡスクール構想を円滑かつ効果的に、また継続的に実現するため、次の事項に係る経費については、全額補助対象とするなど財政措置の充実を図ること。

① 情報通信ネットワークの回線通信料、通信環境整備及び維持管理に係る

② 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに準じた情報セキュリティ対策に係る費用

③ 家庭学習における通信料

④ 授業目的公衆送信補償金に係る費用

⑤ 教育委員会及び学校現場へのＩＣＴ機器に精通した人材の配置に係る費用

⑥ 端末機器の修繕費・保守費

⑦ ＧＩＧＡスクール運営支援センターに係る費用

⑧ 校務系・学習系ネットワーク統合に係る費用

⑨ 校務支援システムのクラウド化に係る費用

⑩ データ連携基盤ダッシュボードの創出に係る費用

(4) 学校給食施設の新増築・改築については、学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、学校給食施設整備費に係る国庫補助予算額の確保及び必要な財政措置の拡充を図ること。

また、給食施設の一部改修や給食機器等の老朽化に伴う大規模な更新についても、所要の財政措置を講じること。

(5) 学校施設の良好な教育環境を確保するための補助制度の拡充について

① 大規模改造事業における空調設置工事にリースを活用した整備を対象とするなどの要件緩和

② 体育館の床改修工事のための補助要件の緩和

③ 校舎及び体育館の照明器具を高効率型照明器具に改修する工事の算定割合の引上げ

④ 屋外教育環境（グラウンド）施設整備の補助時限の撤廃及び対象事業の緩和（樹木伐採、防草シートや駐車場整備など）

⑤ 老朽化している運動遊具等の更新のみでも屋外教育環境（グラウンド）の対象とする要件緩和

⑥ 部活動の地域展開に伴い必要となる設備等の改修工事に対しての補助

(6) 学校施設の老朽化対策として、今後、需要が高まることが想定される改築・長寿命化改良事業について、補助率の引き上げや補助要件の緩和、工事期間中のプレハブ仮設校舎も補助対象面積に含めることなど、財政措置の拡充を図ること。

(7) 学校プールの改修に係る補助制度を新設すること。

(8) 学校施設整備事業の安定的な実施を確保するため、学校施設環境改善交付金や公立学校施設整備費負担金等の国庫補助について、前年度に計画申請したものは、原則として採択すること。

また、自治体が事業実施の前年度の補正予算による前倒し採択を希望しない場合は、自治体の要請に応じて、本省繰越予算でなく、当初予算で採択し、できるだけ早い段階に交付決定をすること。

加えて、現状では、学校及び工事箇所を指定して交付決定されているが、学校単位又は事業単位で国費を柔軟に活用できるよう、補助要件を緩和すること。

(9) 市町村の財政状況等を踏まえ、長寿命化改良事業で対応できない学校の改築のため、校舎・屋体改築等の補助制度の拡充や要件緩和を図ること。

(10) 大規模改造事業等では実際の工事に要する経費と国の補助単価に差異があり、地方公共団体の負担が増加しているため、実情にあった補助単価の引き上げを図ること。

(11) 障害等のある児童生徒が入学する前に施設整備を完了する必要があるため、次年度事業量調べにおいて新規事業の計上を可能な限り遅らせる取組みを継続していくとともに、次年度事業量調べに計上できなかった場合は、事業実施後においても必要な財政措置を講じること。

(12) 中学校の１学級あたりの上限人数を４０人から３５人へ引き下げる方針変更に伴い、既設校舎では教室数の不足が懸念されるため、校舎増築に必要な財政措置の拡充、または、地域の状況に応じた、１学級あたりの上限人数の柔軟な適用を図ること。

(13) 学校統合事業の補助制度の拡充について

① 学校統合に伴う用地造成に係る補助制度を新設すること。

② 学校統合に伴う備品費（机・イス・特別教室用机等）を補助対象とすること。
③ 基本設計費に対する国庫補助について、対象期間の要件を緩和すること。
また、耐力度調査費及びアスベスト含有調査費は対象経費とすること。
④ 多目的スペース整備の加算面積を拡充すること。
⑤ エコスクール・プラスの年限を撤廃し、単価加算の拡充、要件の緩和を行うこと。
⑥ 太陽光発電等導入事業の補助制度の拡充及び要件緩和を行うこと。

地域福祉施策の充実・強化について

地域福祉施策を充実・強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．社会福祉協議会への助成制度の創設について

市町村からの助成のもとで運営されている社会福祉協議会は、少子高齢化や生活課題の多様化、複雑化が進む中で、地域福祉の推進をはじめとする社会福祉施策の要として、より一層の充実、強化が望まれているが、既に市町村の財政負担も大きなものとなっており、社会福祉協議会の安定的運営を図るため、人件費、運営費等の助成制度を創設すること。

２．認知症高齢者、精神・知的障害者等への支援拡充について

(1) 日常生活自立支援事業の拡大について

① 現在、国においては、身寄りのない高齢者等への対応として、日常生活自立援事業の拡充・発展が検討されているが、当該事業を実効あるものにするためには、適切な支援計画を作成・指導する「専門員」と日常的・直接的に援助活動を行う「生活支援員」の活動を充実させることが不可欠であり、利用状況や地域の需要に応じた人員の確保を可能とすること。

② 当該事業の効果的運営モデルの研究推進を行うと同時に、市町村の運営費が過重負担とならないよう今後とも財政措置を講じること。

(2) 現在、国においては、成年後見制度の見直しが検討されているが、成年後見制度を利用する、収入のない被後見人が支払う後見人等への報酬への助成については、一層の財政措置を講じること。

(3) 認知症施策の推進について、県内の認知症疾患医療センターの増設及び認知症専門医、認知症サポート医の養成を行うこと。

３．生活保護制度の抜本的改革及び生活困窮者自立支援制度について

(1) 生活保護制度改正に係る具体的な運用及び生活困窮者自立支援制度における各支援事業の運用に当たっては、国と地方の協議を継続しながら、地方の意見を十分に踏まえること。

(2) 生活保護は、本来国の責任において実施すべきものである。よって、国においては、生活保護にかかる費用の国負担率を１０／１０にするよう、早期見直しを

行うこと。

(3) 生活保護法第２９条に規定する調査に係る手数料は、国において全額費用負担すること。

(4) 扶養義務者の詳細な調査など、福祉事務所職員に過度の負担となるような制度変更を行わないこと。

(5) 単身の生活保護受給者が死亡した場合、現行制度において家財処分費などは公費負担の対象とされていない。

原状復旧費用の負担に関しては、家主等が敷金等で賄いきれない事案が発生しており、またこの傾向は高齢化の進展とともに増大することが予想されることから、借家における家財処分費を生活保護費の支給対象に加えること。

併せて、葬祭扶助を受けるべき者や死後事務を実施する者がいないケースが増えている状況をふまえ、葬祭扶助の死亡後事務を行う者に対して必要な経費を支給できるようにするとともに、本人の死亡後の事務を福祉事務所が代わりに行えるよう制度を改正すること。

(6) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（旧セーフティネット支援対策等事業等）について、生活保護の事務を適正に実施するため各事業の実施は欠かせないものであり、地方自治体の財政運営は厳しい状況であることを踏まえ、補助率を１０／１０にすること。

(7) 生活困窮者自立支援法第４条第１項にのっとり、生活困窮者自立支援にかかる必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう支援を行うこと。

また、各自治体の実情に応じた効果的かつ実効性のある事業が実施できるよう、自立相談支援事業及び住居確保給付金については全額国庫負担とするなど、必要な財政措置を講じること。

(8) 近年の夏季の異常高温への対策として、保護受給者が冷房器具の購入・更新に要する経費について、「初めて到来する熱中症予防が必要となる時期」の要件を廃止し、それ以降も生活保護の支給対象となるよう制度改正すること。

また、既に所有している冷房器具が故障した場合の修理費用についても扶助（住宅維持費等）の対象とすること。

さらに、冷房器具の効果的な利用を図るため、使用電気料金相当分について夏季加算を創設すること。

４．被災者再建支援策の拡充等について

(1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」について

① 災害援護資金の貸付基準の緩和（車の被害も対象とする。）を図ること。

② 災害援護資金の貸付限度額を引き上げること。

③　災害援護資金の所得要件の緩和を図ること。

５．中国残留邦人等生活支援給付事業の財政措置の拡充等について

国においては、中国残留邦人等の生活支援給付事業費の国負担率を１０／１０にするよう、早期見直しを行うこと。

６．民生委員・児童委員の待遇等の改善について

(1) 民生委員・児童委員の一斉改選の時期については、一律に定めるのではなく、地域の実情に応じて定めることができるよう、早急に法律改正すること。

(2) 民生委員・児童委員等の待遇を改善するため、「活動費」の大幅な増額を行うのに必要な財源措置を講じること。

７．保護司会への活動分担費の増額について

主に国からの活動分担費により運営されている保護司会の活動は、今後、地域社会での連帯感、教育力、犯罪抑止力の低下が予想されるなか、より一層の充実、強化が望まれるため、国からの活動分担費を早急に増額すること。

８．軽度・中等度難聴者補聴器購入費の助成について

身体障害者手帳交付基準に達しない程度の難聴であっても、会話がしにくいことが原因でコミュニケーションが取れず孤立など生活の質が低下する。高齢者を含む潜在的軽度・中等度難聴者にとって生活の質、特に周囲や地域との関りは重要であることから、年齢による制限のない補聴器購入を助成する制度の拡充を行うこと。

９．重層的支援体制整備事業の安定的な運営及び充実のための支援について

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業の実施に必要な経費に係る交付金について、包括的な支援体制の整備及び維持に必要な財政措置を講じること。

障害者（児）の福祉増進について

障害者（児）の福祉増進に向けた関連施策を充実・強化するため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．施設・環境の充実等について

(1) 心身障害児（者）の療育施設及び発達障害者支援センターの整備促進を図ること。特に、発達障害者支援センターについては、いじめ、不登校、児童虐待、ひきこもり、精神疾患や生活困窮などの背景として大きな社会的課題となっている発達障害への支援を、現在のセンターから遠隔地に住む県民も容易に受けられるようになるために、県児童相談所圏域を目安として、未設置の京築、大牟田児童相談所管内への整備を行うこと。

(2) 障害者の就労を支援するための施設及び環境整備を促進すること。

(3) 医療的ケアが必要な障害児（者）への短期入所、生活介護、共同生活援助など地域生活を支えるサービスの充実や、療養介護施設の整備を促進すること。

特に、医療的ケアに対応できるような福祉型強化短期入所及び医療型短期入所報酬の大幅な増額改定や、医療型生活介護、医療型共同生活援助の創設を行うこと。

また、共同生活援助事業所と診療所の同一建物での併設制限を撤廃すること。

２．精神障害者施策について

(1) 精神障害者及びその家族に対する偏見・差別を無くすよう、国民的啓発を積極的に行うこと。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の利用者増加等に伴う申請受付事務の負担軽減を図るため、本人及び医療機関からのオンラインを含めた一括申請体制を整備するとともに、必要経費等の財源措置を講じること。

３．障害児に対する支援について

(1) 保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブにおける障害児への保育士等の配置、施設整備基準の充実などを目的とする補助金制度の創設等の支援措置を講じること。特に放課後児童クラブについては、利用を必要とするすべての子どもを障害の有無を問わず受け入れるための人材、人員の確保についての指針、

基準などの設定や、所要の財源措置を行うこと。

(2) 発達障害児の早期発見、早期療育のため、５歳児健康診査の実施に取組めるよう、支援体制整備の支援とともに財政措置を図ること。

(3) 持続可能で質の高い障害児入所・通所支援サービスの実現と継続的な財源の確保を図ること。

(4) 放課後等デイサービス、児童発達支援など障害児福祉サービスの利用者負担上限月額について、持続可能なサービスの構築のために、所得に応じてさらに細分化するとともに、上限月額の増額も含め所得状況にふさわしい金額設定を行うことにより、利用者負担の適正化を図ること。

(5) 県立特別支援学校における医療的ケア児の通学バスの利用は、原則的に認められていないため、全ての医療的ケア児の通学バスの利用が確保されるよう、通学バス内での看護職員の配置や、医療的ケア児のための専用通学車両の運行など必要な支援措置を行うこと。

４．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の充実について

(1) 財政措置の充実について

① 介護給付及び訓練等給付の障害福祉サービスについては、利用者に対して適切なサービスを提供していく必要があるため、適正な国庫負担基準による十分な財政措置を講じること。特に居宅系サービスについては、障害支援区分により定められた国庫負担基準となっているため、他の障害福祉サービスと同様に実支給額を反映した基準に改めること。

また、６５歳以上の障害者は介護保険法でのサービスが優先されることとなるものの、介護保険制度で不足する分の居宅介護サービスを障害者総合支援法に基づき給付する場合、市町村の公費負担は年々増大していることから、適正な国県負担を行うこと。

加えて、国庫負担基準額の算定においては、処遇改善加算に係る支出も十分に反映させること。

② 地域生活支援事業について、障害者へのサービスに地域間格差をなくし、積極的に事業を実施できるよう、自立支援給付と同様に実績額を補助対象基本額として５０／１００の国庫補助を行うことにより、財政負担を適正化すること。

③ 自立支援医療（更生医療）の生活保護世帯分については全額公費負担であるが、更生医療に係る医療費は高額であり、特に、生活保護の医療扶助で対応可能であった人工透析について、平成１９年度より更生医療での給付となったことにより、市町村負担分が財政を圧迫している。このため、生活保護の更生医

療に係る医療費について、交付税措置を含む具体的な財源措置を実施すること。

④　重度心身障害者（児）に対しタクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動範囲の拡大をもって心身障害者（児）の福祉向上を図るため、福祉タクシー料金の一部公費負担について必要な支援措置を講じること。

(2) 利用者負担について

現在の負担軽減策は複雑なため、利用者にわかりにくく、加えて市町村事務の繁雑さも招いているため、単純明快な制度として抜本的に改めること。

また、所得状況を適正に反映した利用者負担上限月額の設定を行うこと。

(3) サービスの見直し等について

就労支援については、就労の場の確保及びジョブコーチなどによる就労環境の整備を促進すること。

(4) 地域生活支援事業については、サービス内容や利用者負担等に市町村間で格差が生じているため、全ての市町村が公平かつ効率的な事業を安定的に運営できるよう必要な支援措置を講じること。

また、同事業における居住地特例の適用が、市町村によってまちまちであるため、場合によっては対象者がサービスを受けられないことが考えられる。障害者総合支援法に基づき、全国的に実施されている事業であることから、この点について国が統一した考え方を示すこと。

(5) 強度行動障害者支援の充実について

強度行動障害の状態にある障害者は、公共交通機関による移動が困難なため、車両を使用した支援が必要になるが、ヘルパーが運転する時間は報酬請求できない。その結果、行動援護事業所に大きな負担が生じているため、行動援護事業者の経営が成り立つような報酬体系とすること。

また、生活介護、短期入所、共同生活援助等の利用中に、利用者が自傷、他害、不潔行為などを行えば、支援者１人又は複数での支援が必要となる。１日１回以上行動障害が起きるのであればその支援に見合う報酬区分を創設すること。

５．重度障害者医療制度について

(1) 認定基準や補助範囲が各都道府県で独自に設定され、市町村間でも独自助成等により格差が生じているため、全ての市町村が公平かつ効率的な事業を安定的に運営できるよう、都道府県単位ではない国としての制度を創設すること。

また、県においては、国の制度創設まで県の責任として、助成対象の拡大と市町村の負担軽減等に取り組むこと。

(2) 重度障害者医療の支給対象期間を、障害者手帳等取得による受給開始の場合、

手帳交付日から３０日以内に申請を行えば、交付日の属する月の初日からとすること。

６．手話に関する施策の実施に必要な財政措置について

手話施策推進法の趣旨を踏まえ、手話に関する施策を総合的に実施する責務を全うするため、必要な財政措置を講じること。

少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について

少子化対策・次世代育成施策等の充実・強化について、下記の措置を講じるよう、要望する。

記

１．保育行政の充実強化について

(1) 保育料徴収基準の見直しに当たっては、自治体や保護者の負担増とならないよう十分配慮すること。

(2) 保育料の徴収率の向上及び保護者負担の公平性を確保していくため、保育料の収納事務に加え、口頭や文書での納付催告による徴収事務の認可私立保育所への委託を可能とする法整備を行うこと。

(3) 延長保育事業など、子ども・子育て支援交付金に関する財政措置の充実を図ること。

(4) 保育所の新築、増改築、大規模修繕等を行うための所要額を確保すること。特に、保護者の安心確保や保育の質の確認等の観点から、保育室へのカメラ設置に係る財政措置の拡大を図ること。

(5) 障害児保育について、対象を拡大し、新たな財政支援を実施するなど、制度の拡充を行うこと。

(6) 保育の質をより良好なものとするため、保育所の職員配置基準の更なる改善及び職員の処遇改善に必要な財源措置を図ること。

(7) 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じた給食対応ができるよう、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の調理員の数に係る保育単価について、保育所の実態を踏まえた見直しを行うこと。

(8) 乳幼児の健康・安全に配慮し、感染症予防対策強化を図るため、保育所の看護師の配置促進を可能とする公定価格の見直しに加え、必要な財政措置の拡大を図ること。

(9) 乳児等通園支援事業の実施にあたり、各都市の実情や受け入れ体制に応じて対応できる仕組みとするとともに、補助基準上の上限を超えて実施した場合にも十分な財政措置を講じること。

また、本格実施に向けて、地方自治体と十分に協議を重ねるとともに、保育士等の処遇改善などの人材確保策を講じること。

２．子ども・子育て関連３法に基づく子ども・子育て支援新制度の円滑な実施について

(1) 子ども・子育て支援新制度について、今後、制度の改正など所要の措置を講ずる場合には、国と地方との協議に基づいて実施するとともに、地方の負担を増加させることのないよう、国が責任を持って、必要な財政措置を講じるとともに、市町村への支援体制を構築し、必要な支援を行うこと。

(2) 質の高い保育の実施に必要な保育士確保のため、年度途中の待機児童に対応するための年度当初からの保育士雇用を含む財政支援、保育士育成など、実効性ある対策を講じること。

(3) 施設型給付等に係る利用者負担の設定に当たっては、多くの市町村が独自に軽減等を講じている状況を踏まえ、公費負担（無償化）を念頭に置いた財政措置を図ること。特に、多子世帯の負担軽減策として、同時入所要件の完全廃止や、保育料の第２子以降完全無償化を全国一斉に実施し、実施に係る財政措置を図ること。

(4) 幼児教育・保育の無償化後も保護者負担とされている給食費については、保護者負担軽減のため、公費負担（無償化）を念頭に置いた財政措置を図ること。

(5) 特別な配慮を要する子どもに対する国の支援措置を講じ、地方自治体や施設の負担を軽減すること。

(6) 子ども・子育て支援新制度における教育認定子どもに係る公定価格（地方単独費用部分）の市町村の財政負担の軽減を行うこと。

(7) こどもの健やかな育ちにとって、質の高い保育が重要であり、早期から良質な成育環境が整備されることが必要である。人口減少社会における待機児童の解消は、全国的な喫緊の課題であり、その課題を解決するためには、保育所の整備と保育士の確保は重要な取組である。

① 保育士の賃金水準などの地域間の格差を調整する子ども・子育て支援新制度における公定価格の地域区分は、必ずしも保育現場の実情に即したものになっているとは言えないことから、各地域の実情を踏まえた制度となるよう見直しを進め保育士給与の格差を是正するための補てんを行うこと。

② 施設整備費等に対する財政措置を講じること。

(8) 私立幼稚園が新制度や認定こども園へ移行することは任意となっており、移行率が全国的に低い状況であることを踏まえ、今後、新制度へ移行する私立幼稚園についても、みなし確認に準じて手続きを簡素化するとともに、幼稚園が認定こども園に移行する際の全額国費による補助制度の創設等を検討すること。

(9) 教育・保育施設を利用せず、在宅で子育てを行っている保護者に対し、経済的支援を行うこと。

３．子ども医療制度について

(1) 認定基準や助成範囲が各都道府県で独自で設定され、市町村間でも独自助成等により格差が生じており、転入出時に助成範囲の相違により戸惑う市民も多いため、国において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。その際、自己負担及び所得制限を設けないこと。

(2) 県においては、国の制度創設まで県の責任として、所得制限廃止等の補助基準の見直しにより市町村の負担軽減を図ること。

(3) 小児慢性特定疾病に該当しない慢性的な疾病により、長期の治療が必要な場合においては、義務教育終了後から１８歳までを対象に、低所得世帯の医療費の負担軽減措置を創設すること。

４．放課後児童健全育成事業の充実について

(1) 法改正による４年生以上の受入れにおいては、十分な財政措置を行うこと。

(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関して、必要な財政措置の拡充を行うこと。

(3) 多子世帯等への利用料減免制度を創設し、財政措置を行うこと。

(4) 支援員、補助員の確保のため、更なる処遇改善に必要な財政措置を行うこと。

５．児童虐待対応体制の強化について

(1) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、引き続き児童福祉司等の増員を図るとともに、若手児童福祉司の育成及び児童相談所の適正規模での配置促進に係る所要の財政措置及び法整備を講じること。なお、増員にあたっては児童福祉司としての社会福祉士の配置を促進すること。

(2) 一時保護施設の環境改善を引き続き推進すること。

６．青少年による薬物乱用等防止に向けた取組強化について

(1) 県民への啓発を強化すること。

(2) 青少年がインターネット販売等により、違法薬物を簡単に入手できることがないよう取締りなどを継続して実施すること。

(3) 上記(2)に必要な地方厚生局及び警察組織の強化を図ること。

７．児童扶養手当法について

児童扶養手当法第１３条の３の規定に基づく一部支給停止措置については、受給者の負担を増やし、事務が煩雑になっているだけで就労に繋がっていないため、その措置を廃止すること。

８．児童家庭相談援助業務の実施体制の充実と専門性の向上について

(1) 改正児童福祉法に基づくこども家庭センターの運営に要する費用については、直営で行う場合の常勤職員の給与も含めて、補助金による十分な財源の保障を行うこと。

(2) 改正児童福祉法における家庭児童相談援助業務に係るこども家庭ソーシャルワーカーについて、増加する児童虐待への対応に鑑み、早期の育成と任用ができるようにすること。また、高度な専門性と豊富な経験を考慮し、処遇改善に必要な財源措置を図ること。

９．子どもの貧困対策の推進について

国は、子どもの貧困対策の推進に対し、貧困削減の数値目標及び削減計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む市町村に対し、必要な財政措置を講じること。

10. 高等職業訓練促進給付金の多子加算に対する補助制度について

ひとり親家庭の就職を支援する高等職業訓練促進給付金について、県は独自施策として多子加算を追加給付する制度を設けている。この多子加算の受給対象者は、町村に居住するひとり親家庭であり、市に居住するひとり親家庭は対象外である。この解消を図るため、県は市に居住するひとり親家庭を対象とした多子加算の制度を創設すること。

11. 母子父子寡婦福祉資金について

就学支度資金の貸付制度の申請時期の見直し及び就学支度資金及び修学資金の貸付対象の拡大を検討すること。

経済・雇用対策について

経済・雇用対策について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．雇用対策・職業訓練について

(1) 本格的な雇用の回復には至っていないことから、住宅・生活対策、雇用維持対策、再就職支援対策、新卒者等の就職支援対策等といった雇用対策を引き続き確実に実行すること。

(2) 離職者等に対する生活・就労支援の包括的な取組の強化など、地域の経済雇用情勢に即した実効性のある対策を引き続き確実に実行すること。

また、自治体が地域の実態に応じて実施する独自の雇用対策に対し、財政的支援制度を創設すること。

(3) 国の方針に基づき、平成２２年度末で廃止され、自治体に譲渡された地域職業訓練センターを活用した職業訓練事業について、国の責任において、事業に係る経費や、施設整備費用に対する財政的支援を講じることにより、今後も、国が求職者及び在職者の職業訓練における役割を担うこと。

(4) 福祉・建設・警備・運輸・商工・観光などの分野では、依然深刻な人材不足の状況が続いていることから、重点的に、これらの分野における魅力ある職場づくりへの支援を充実させること。併せて、賃上げ等を促すための税額控除などの労働条件改善のための財政的支援を継続的に実施すること。

また、現行の技能実習制度に代わり、新たな外国人雇用の制度として令和９年４月から施行される育成就労制度が、地域の人材不足解消に資するものとなるよう転籍要件など規則や運用要領について周知徹底し、適正な運用の確保を図ること。

２．経済対策について

(1) 小規模企業振興基本法に基づいて、中小零細企業対策関連施策を強力に推進するとともに、経済社会情勢の変化に直面する中小零細企業に対し、経営改善や資金繰り支援に向けた取組を積極的に行うこと。

また、中小零細企業が抱える課題について、総合的かつ一体的な支援を提供している商工団体に対し、その体制強化に向けた支援の拡充を行うこと。

(2) セーフティネット保証制度を恒久的制度として確立すること。

(3) セーフティネット保証制度の十分な保証枠の確保や各種認定要件の緩和など、中

小企業者がより利用しやすい制度、及び、中小零細企業の実情に応じた資金繰り支援が行われるよう、円滑な追加融資や既存債務の条件変更への対応など、金融機関への適切な要請・指導・監督等を継続して行うこと。

また、自然災害等の影響で売上が一時的に落ち込んだ中小企業を救済するための、セーフティネット４号における地域指定を迅速に行うこと。

(4) 国際情勢の不安定化や原油価格・物価高騰や部資材不足（ナフサ由来製品等）及び流通の目詰まり等の影響により、厳しい状況が続く中小企業及び小規模事業者に対して、事業継続のための資金繰り支援、電気やガス代等の上昇分の支援、燃料油などの価格の安定に向けた対策、適正な価格転嫁支援、生産性向上等により賃上げに取り組む企業への支援など社会環境の変化に対応する取組への支援の継続や拡充など対策を講じること。

３．公契約について

公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。

４．福岡バイオコミュニティの成長・発展

福岡バイオコミュニティは、久留米市を中心とした県南地域において、バイオ関連企業の創出・成長支援や次世代バイオ技術を活用したイノベーションの創出などを推進している。今後、ＡＩを活用した開発力の強化・海外展開支援をさらに推進し、「福岡バイオコミュニティ」が、アジアを代表するバイオ産業拠点として持続可能で強靭なバイオエコシステムを構築するために、国等の支援充実を図ること。

まちづくり・地域経済の振興等について

まちづくり・地域経済の振興等について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．地方拠点都市地域について

地方拠点都市制度については、平成４年に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」が制定され、３０年以上経過し、経済や社会情勢の変化に伴い、地域の実情に合わなくなってきている。そこで、指定されている地方拠点都市地域の現状や課題を把握の上、国の様々な広域連携の推進策との関係を整理し、地方拠点都市制度の存廃も含め、今後の方針・位置付けを明確にすること。

２．法定外公共物譲与に係る財政措置について

国から譲与された法定外公共物の維持管理費について、財政支援措置を講じること。

３．シルバー人材センターへの財政援助の継続について

(1) 高年齢者就業機会確保事業費等補助金及び雇用開発支援事業費等補助金補助限度額に関して、市町村に負担転嫁することなく、必要額を確保すること。また、支給水準の見直しに伴い、市町村の負担増が懸念されるため、支給水準の是正を図ること。

(2) 我が国においては、今後より一層の高齢化の進展が予測される中、高齢者の生きがい就労の機会確保のため、シルバー人材センターが担う役割は大きくなっている。

しかし、受注件数や会員数が減少するなど、シルバー人材センターを取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。そのため、シルバー人材センターの安定的な運営に向け、国・県による適切な財政措置を講じること。

(3) インボイス制度の導入と、それに伴う新たな契約方法への移行、事務処理のデジタル化などは、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を講じること。

４．中心市街地活性化の推進について

中心市街地の活性化については、認定基本計画に基づく多様な取組を一体的に進めることで、当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上が図られるとともに、市町村及びその周辺の地域の発展に寄与するものであるため、認定期間を過ぎた基本計画も次期計画の認定までは同様の取扱いとするなど、制度の弾力的運用と基本計画掲載事業に対する支援等の充実・強化を図ること。

５．認可地縁団体にかかる制度の改正について

(1) 認可地縁団体の税負担の軽減について

認可地縁団体が資産を取得する際の、所有権移転登記に係る登録免許税を免除すること。

(2) 認可地縁団体の重要事項決定方法の改善について

認可地縁団体において、重要事項を決定する際の総会の構成単位を個人から世帯に変更すること。

６．地域スポーツ環境の充実について

(1) スポーツ施設整備に係る助成について

① スポーツ施設はスポーツ振興だけでなく、大規模災害時の避難施設の拠点となるなど重要であることから、国は、スポーツ施設整備に係る補助事業について、市町村の意見を聴いて耐震改修や大規模改築等を含む制度の充実を図ること。

② 学校施設環境改善交付金（地域スポーツセンター）においては、野球場やテニスコートが交付の対象外であったり、交付算定基礎となる建築単価が低いなどの課題があるため、地方ニーズに応じた見直しを早急に行うこと。

③ 県は、市町村が県民スポーツ大会などの一定規模の大会が開催できるスポーツ施設を整備する場合、その整備及びアクセス等関連施設整備に対し財政支援を行うこと。併せて、国に対しても社会体育施設整備に対する支援制度の拡充について働きかけを行うこと。

(2) スポーツ振興くじ（toto）助成事業（地域スポーツ施設整備助成）の補助金について

スポーツ施設の整備（改修含む。）は、住民の身近なスポーツと健康づくり活動の場となることから、他補助があっても対象事業とするなど制度の見直しを図ること。

７．公共工事に係るダンピング防止対策の適正化について

総合評価落札方式によるダンピング防止対策について、低入札価格調査制度の適

用が要請されているが、あわせて最低制限価格の設定が行えるよう制度改正を行うこと。

８．公営住宅及び改良住宅の管理について

(1) 公営住宅・改良住宅における用途変更について

人口減少の克服と地方創生を実現するため、国の総合戦略で掲げる「まち・ひと・しごと創生」政策５原則の１つである「地域性」の政策原則に基づき、地域の実情や特色を踏まえ、公営住宅・改良住宅の一部を地域の実態に合った定住を目的とした住宅等に用途を変更できるよう公営住宅法第４４条第３項による用途廃止承認基準を緩和し、地方自治体独自の住宅施策の支援を行うこと。

(2) 公営住宅・改良住宅への入居収入基準の緩和について

公営住宅・改良住宅における入居収入基準は、公営住宅法施行令第６条及び住宅地区改良法施行令第１２条により収入基準の上限が全国一律に定められているが、人口増を推進する自治体において移住者等を受け入れたくても受け入れることができないなど苦慮している。

ついては、地方創生の観点から、当該基準については地域の実情に応じて、各自治体独自で定められるよう見直しを行うこと。

観光施策について

観光施策について、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．観光振興支援について

(1) 観光立国の実現に向け、観光産業の生産性向上・高付加価値化、観光資源の磨き上げなど、自治体が積極的に取り組めるよう、支援の充実を図ること。

(2) すべての旅行者が安心・快適に旅行ができるよう滞在・移動等の受け入れ環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえ、その一層の推進を図ること。

(3) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観、歴史まちづくりなど、地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(4) 観光施策の推進に向け、各自治体が計画的、かつ効果的に観光事業を展開できるよう、「モバイル空間統計」を活用した観光客の来訪・宿泊や周遊の状況、県内主要ターミナルから近隣エリアへの移動状況や二次交通の状況等、県全体及び各自治体の観光に関するデータを提供すること。

(5) ダム湖面や河川等を活用した水の観光振興について、利用者の利便性向上につながる施設の整備（河川区域内）や情報発信、大会の誘致などについて関係自治体と連携して取り組むこと。

(6) 民泊施設利用者による迷惑行為が発生し、市民生活に悪影響を及ぼし始めているため、国及び都道府県における監督機能を連携強化し、観光振興と住民生活の調和を図ること。

　また、民泊制度運営システムの登録情報に誤記が散見されるため、事業者からの届出を受理する際は、記載内容を十分精査すること。

(7) 福岡県においては、令和２年度より宿泊税が導入され、市町村への財政的支援として宿泊税収の一部が交付されているが、市町村が所有する観光関連施設の修繕等、施設の維持管理業務や従来から実施している事業等に充当することができないため、制限を緩和すること。

２．オーバーツーリズム対策について

令和４年１０月に大幅な水際措置緩和が実施されて以降、外国人観光客の増加に比例して交通渋滞の慢性化、観光地沿線のコミュニティバスが混雑し住民が利用で

きないといった問題、文化の違いなどによるトイレの使い方やごみのポイ捨て、路上喫煙等のマナー問題等が顕著となってきている。

バスの問題についてはコミュニティバスの特性から市民生活と観光振興を両立しつつも、あくまで市民利用を優先した運営を図る必要があり、その対策が課題となっている。

また、観光マナーの問題については現地においても案内表示等による案内を行っているが、現地案内表示等のいわゆる「旅ナカ」での啓発だけでは対応が困難な状況である。

令和５年１０月開催の観光立国推進閣僚会議において、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージが決定されたことを受け、交通渋滞の緩和策や観光都市の課題をメリットとして市民に還元できるようコミュニティバスの市民優先価格運賃の制度を構築することに加え、国内外の旅行会社等や航空事業社等の交通事業者と連携し、出発前の外国人観光客に対する日本での観光マナーに関する啓発を行うなど、国を挙げた「旅マエ」におけるマナー啓発強化を図り、オーバーツーリズム対策について自治体を支援すること。

国土保全・治水事業等の推進について

国土の保全や河川環境の保全等を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．一級河川の整備促進について

(1) 一級河川遠賀川水系の慢性的な内水被害地区の早期解消について

遠賀川水系においては、過去より度々浸水に見舞われ「平成３０年７月豪雨」をはじめ令和２年、５年、７年と浸水被害の発生が慢性化しつつあることから、国・県が相互に連携し、内水被害を解消するための遠賀川水系の改修措置を講じるとともに、市が実施する浸水対策事業について財源措置を図ること。

(2) 一級河川矢部川の堤防強化について

近年、線状降水帯が頻発し、福岡県では平成２９年以降ほぼ毎年特別警報が発表されるなど、記録的な豪雨による災害が発生している。矢部川においては、平成２４年に堤防からの漏水や越水などの被害が発生し、立花町北山地区においては令和３年まで４年連続で床上浸水の被害を受けた。

今後、堤防決壊等の大規模な水害が発生するおそれがあるため、県管理区間において、早期に洪水や河川水の浸透による堤防決壊等の水害を防止するための堤防改修及び強化に努めること。

２．二級河川の整備促進について

水害を未然に防止し、流域住民の安全・安心な生活を確保するため、主要な二級河川の改修及び治水ダムの整備等を重点的に実施するとともに、浸水被害解消に向けて、流域全体で治水対策を考える「流域治水」の推進を図ること。

また、堆積土砂等により流水阻害が生じている河川について、堆積土砂の浚渫により治水能力を確保するなど、適切な維持管理について早急な対策を講じること。

(1) 二級河川「御笠川」の流域は、都市化の進展が著しく、保水、遊水機能が低下しており、御笠川水系河川整備計画に基づく河川改修について、支川も含め早期完成が必要不可欠であることから、特段の措置を講じること。

(2) 二級河川「那珂川」流域は人口や資産が集積していることから、社会・経済活動に深刻な影響を及ぼす恐れがあるため、那珂川水系河川整備計画に基づく河川改修を推進すること。

(3) 二級河川「多々良川」は、平成２１年７月の豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修の促進を図ること。

近年の豪雨により、二級河川「紫川」や「神嶽川」、「板櫃川」などで浸水被害が発生していることから、河川改修事業など豪雨対策についてさらなる推進を図るとともに支援について特段の措置を講じること。

(4) 二級河川瑞梅寺川中流域の高田地区周辺は、これまで多くの住宅浸水や国道を含む道路の冠水など深刻な被害が発生しているため、瑞梅寺川水系河川整備の早期完成を図ること。

(5) 二級河川「雷山川」下流域の加布里地区及び前原地区周辺は、これまで多くの住宅浸水や国道を含む道路の冠水など深刻な被害が発生しているため、雷山川水系河川整備の早期実現を図ること。

(6) 二級河川「隈川」、「堂面川」、「大牟田川」、「諏訪川」、の４水系では、令和２年７月の豪雨により甚大な浸水被害が発生していることから、適切な維持管理及び河川改修の促進を図ること。

また、「諏訪川」は福岡県と熊本県の両県に流域を有する河川であることから、熊本県と十分に連携を図り、早急に河川整備計画の策定を進め浸水対策に取組むこと。

(7) 二級河川「山田川」の流域は豪雨の都度、道路冠水等による被害が発生しており、地域住民の生活に大きな影響をもたらしているため、河川改修の促進を図ること。

また、二級河川「釣川」では法面の浸食や護岸の損傷が点在して生じていることから、適切な維持管理を図ること。

(8) その他の二級河川（室見川、雷山川他５水系など）の適切な維持管理及び河川改修の推進を図ること。

３．準用河川の国庫補助事業の採択要件緩和について

準用河川を改修する場合、国庫補助として総合流域防災事業はあるが、対象事業の要件を満たさず、事業化が困難な状況にあるため、採択要件を緩和すること。

また、準用河川の整備を促進するため、補助率の引き上げを図ること。

４．筑後川総合開発の推進について

(1) 筑後川水系農業開発事業の促進について

① 土地改良事業で造成された国営水路流末への強制排水ポンプ（増強・新設）の整備を促進すること。

② 国営かんがい排水事業等により造成された農業用用排水施設の長寿命化と

ライフサイクルコストの低減を実現するため、国営施設機能保全事業の円滑な事業推進を図ること。

(2) 筑後川水系の治水対策の促進について

令和３年８月の大雨など、平成２９年７月九州北部豪雨から毎年甚大な被害を受けており、今後も気候変動に伴う降雨の激甚化が想定されることから、流域全体で治水対策を考える「流域治水」を踏まえ、浸水被害解消に係る措置の前倒しを含め加速化し、治水対策の一層の促進を図ること。特に令和５年７月７日からの雨では、寺内ダムにおいて、異常洪水時防災操作による緊急放流が行われ、下流域での洪水が懸念された。

筑後川水系河川整備計画に基づく佐田川の整備、寺内ダム再生を速やかに完了させること。また、気候変動の影響により、今後更に頻発・激甚化する豪雨や台風の巨大化等に備え、令和７年３月に設立した筑後川流域水懇談会において沿川自治体や関係機関団体と議論・共有を図り、河川整備計画の変更を早急に行うこと。加えて筑後川中流域において筑後川本川の河川水位が上昇した際に、支川等での排水支障による内水氾濫が頻繁に生じていることから、筑後川上流域に位置する玖珠川上流域における洪水抑制機能の更なる強化を早急に図ること。

① 筑後川水系巨瀬川流域緊急治水対策プロジェクト及び筑後川水系巨瀬川流域治水プロジェクトの事業推進を図ること。

② 筑後川中下流部及び筑後川支川における河道内堆積土砂浚渫や堤防整備等の河川改修の促進を図ること。

また、ダムの計画を超えて堆積している土砂の適正な管理のために堰堤維持を行うこと（寺内ダム）。

③ 排水機場の新設（安武川、不動川、美津留川、花宗川、宇田貫川）及び既設排水機場の能力アップ（山ノ井、思案橋川、八幡、古川）等を含めた総合的な内水被害軽減措置を講じること。

④ 被害発生時における排水ポンプ車の配備が円滑に実施されるよう、台数の確保並びに関係機関との連携を図ること。

⑤ 各支川浸水対策検討会における円滑な事業調整及び策定済の計画について治水事業の整備促進（大刀洗川、陣屋川、山ノ井川・宇田貫川）

⑥ 特定都市河川流域に指定された金丸川・池町川流域、下弓削川、巨瀬川流域における事業の推進

⑦ 筑後川支川（福岡県管理区間）の治水対策の促進について

ア 既存河川改修事業のさらなる推進と未改修区間の早期事業化を図ること。

また、近年の浸水被害を踏まえ、流域治水の考えに基づき、あらゆる手法について効果の分析評価等検討を行い、総合的な治水対策を講じること。

特に、地域の人口・産業が集積する小石原川については、県が定める河川整備計画に基づく整備を早急に実施すること。

イ　河道内堆積土砂の浚渫などにより、河川が計画上担うべき治水機能を最大限発揮できるように適切な河川管理を行うこと。

⑧　筑後川流域全体での田んぼダムの取組を促進させること。

⑨　宝満川流域で甚大な浸水被害が発生していることから、総合的な内水被害軽減措置を講じること。

⑩　筑後川水系の既存ダム資産（寺内ダム、小石原川ダム、江川ダム）を最大限活用し、治水を図りながらそれぞれの有効落差を活用した揚水発電によるハイブリッドダムを積極的に推進し、カーボンニュートラルによる気候変動抑制を図ること。

５．筑後川水源保全のための取組の推進について

福岡県民が水を利用している筑後川は、福岡県だけでなく、熊本県、大分県、佐賀県の４県にまたがることから、国及び県は、筑後川の水源保全について、県境を越えて上流から下流まで一体的に推進できるような仕組みを構築するとともに、水源保全の取組を主体的に行うこと。

また、流域圏の自治体が行う水源保全の取組に対し、人的、財政的支援を行うこと。

６．農業用施設（クリーク）を活用した治水機能向上について

低平地帯特有のクリークにおいては、豪雨予報前の先行排水による洪水調整・貯留機能の発揮が期待される。クリークの活用による豪雨時の防災・減災機能の向上と事前放流後の安定した農業用用水確保のため、次の措置を図ること。

(1) 洪水調節機能を発揮させるクリーク浚渫への継続的な財政支援

(2) 不特定用水活用によるクリーク事前放流後の農業用用水の確保

(3) リモート操作を可能とするクリーク排水施設への更新

(4) 老朽化した農業用施設の改修・更新における地方負担が大きいため、更なる財政支援の拡充・継続

７．県営湛水防除事業の拡大促進について

県営湛水防除事業（クリーク防災機能保全対策工事）において、幹線的な水路の防災機能が整備され、これに接続する小規模水路も、災害に強いため池整備事業（平成２６年度から農業水利施設保全合理化事業）により整備が進んでいるが、未だ未整備のものが多く、ゲリラ豪雨などの場合その機能を十分に発揮できない状況であ

ることから、引き続き農業用用排水路及びポンプ等の内水排除施設の整備を図ること。

８．県南地域のクリーク保全対策について

(1) クリークの機能回復及び環境保全を図るため、浚渫及び浄化対策に毎年多大な労力と財源が必要であることから、これらに対する財政支援を行うこと。

(2) 毎年多量に発生する浚渫泥土対策について

① 一部については、土質改良を行い、護岸工事の埋め戻し土や造成盛土など市の公共事業に使用しているが、使用量に限界があるため、国・県の公共事業においても積極的に使用すること。

② 新たな浚渫泥土の再利用システムの調査研究開発について、自治体単独では財政面や体制面から困難な状況にあるため、国・県において行うこと。

③ 新たな一時置場の設置及び浚渫泥土の搬出に対する財政支援を行うこと。

９．地籍調査事業の推進について

(1) 地籍調査の推進を図るための人件費及び筆界標示杭設置費用を負担金の対象とすること。

(2) 図解法で実施した地籍調査を再調査するための要件を緩和すること。

(3) 早期完了を図るために、所要の予算額を確保すること。

10. 治山事業に対する支援について

異常気象による局地的な集中豪雨や台風により、土砂崩れや浸水被害などの大規模災害の発生が懸念される中で、土石流等の災害リスクの高い地区等を対象とした治山事業について計画的な推進と防災対策を図ること。なお、事業計画の策定に当たっては、地域からの要望に基づく事業計画に加え、治山事業に精通した事業者の現地調査に基づく事業計画の策定を行うこと。

11. 砂防関係事業の推進について

(1) 近年、集中豪雨の頻発により、土砂災害による被害が懸念される中で、人々の暮らしを守り、地域の安全確保を図るために、土砂災害警戒区域等に重点をおいた砂防関係事業の推進を図ること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業の整備促進を図るため、さらなる事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

(3) 令和６年５月に公表された、土砂災害警戒区域等の新たな指定に向けた調査箇所においては、速やかに対策事業に移行することが重要であるため、現地調査を

早期に完了させること。

12. 災害復旧事業に要する費用の地方負担に対する財源措置の充実について

激甚指定がなされ、国庫補助が拡充されても災害復旧事業量が膨大であることから、補助対象外事業を含めた地方負担は、財政力が脆弱な自治体においては過重となっており、今後の復興に大きな懸念がある。災害復旧事業に要する経費の地方負担分に対して、更なる支援の充実を図ること。

また、平成２２年に民主党政権下で廃止された災害復旧事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

13. 今後のため池対策について

令和２年１０月に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、「劣化状況評価」や「地震・豪雨耐性評価」を全額国費で実施しているが、防災工事等推進計画により推進を図るハード事業は地方負担があり事業化が困難な状況にある。ため池の活用による豪雨時の防災・減災機能の向上のため、次の措置を図ること。

(1) 防災工事等の予算確保及びハード事業の国費の嵩上げを実施すること。

(2) ため池の低水位管理に対する補助金の上限額を撤廃すること。

(3) ため池（公有・民有を問わない。）の維持管理に必要な浚渫・樹木伐採・除草等の経費について、国費や起債事業の拡充等の財源支援を図ること。

14. 国営・県営事業の計画の見直しについて

近年の局地的大雨等による被害に備えるため、国県営で造成した農業用水利施設について、近年の降雨量を考慮した整備基準への見直しに向けて、排水解析調査を早期に完了させること。また、調査結果に基づいた事業の早期着手を行うこと。加えて、排水施設の新設、増強となった際には、できる限りの財政支援を行うこと。また、物価高騰に伴い、これら国県営施設の維持管理費が増加していることから、維持管理費の財政支援の拡充を行うこと。

併せて、河川の整備についても、変更された河川整備計画に基づき、迅速かつ着実に事業を進めること。

15. 特定外来生物対策について

近年、県内のため池や河川において「地球上で最悪の侵略的植物」とも呼ばれる特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」が確認されている。本種は生態系をはじめ、生活環境や農業への被害を及ぼすおそれがあるが、強い繁殖力を持つことから、安

易な除去は問題を拡散させる可能性がある。国・県は早急に対応策を検討し、率先した駆除に向けた取組を行うとともに、財政支援を充実させること。

なお、駆除をする際は専門家や関係機関と協議し、希少種や在来生物の生息地破壊につながらないよう、生物多様性の影響を最小限に留めること。

16. 流域治水を推進するための地方債の制限の拡充について

一級河川又は二級河川の流域内で流域治水を推進するために、社会資本整備総合交付金の交付要件に該当し、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が実施する事業の助成金に地方債を充当できるようにすること。

運輸・交通施策の一層の推進について

運輸・交通施策の一層の推進を図るため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．九州新幹線鹿児島ルートの開業効果の発現及び在来線の充実について

(1) 新幹線及び在来線の運行については、利用者の利便性の確保のために地元自治体の意向を尊重し、ＪＲに働きかけること。

(2) ＪＲ鹿児島本線における快速列車減便等の大幅なダイヤ改正により、著しく利便性が低下し、通勤・通学等による鉄道利用者に大きな影響を与えているとともに、国が推進するネットワーク型のコンパクトな都市づくりの実現にも影響を与えることから、ダイヤの改善についてＪＲに働きかけること。

２．東九州新幹線鉄道の早期実現について

(1) 北九州市を起点（または、分岐点）として、東九州新幹線鉄道を整備計画路線へ格上げすること。

(2) 所要の整備財源の確保を図ること。

３．駅周辺放置自転車・ミニバイク対策について

駅周辺は、駐車スペースが少ないことから大量の自転車等が放置され、歩行者の通行や緊急自動車の進入、都市美観の維持などにおいて様々な弊害が生じており、これらを解消するため、鉄道事業者に対し、駐輪場建設及び管理費用の一部負担について指導を行うこと。

４．生活交通に係る財政措置の維持と充実について

(1) 地域公共交通確保維持改善事業では、市町村等の地域特性や実情に応じた最適かつ継続した支援（特別交付税を含む）を実施すること。特に、地域間幹線系統確保維持費補助事業については、採択要件の見直しを行い支援の拡充を図ること。

また、自治体が主宰する地域内フィーダー系統確保維持事業（交通会議案件）の補助金については、手続きを簡素化するとともに、補助上限額の水準を維持すること。

(2) 福岡県生活交通確保対策補助金事業では、財政措置の拡充・継続と補助要件の緩和を図ること。

(3) バス路線の廃止や縮小の申請時に、住民への情報提供を的確に行い、事業者が地元に対し説明責任を果たすように指導するなど、主体的な役割を果たすこと。

５．地域公共交通への支援制度拡充について

(1) 地域公共交通確保維持改善事業、鉄道施設総合安全対策事業及びポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業の予算確保と各補助制度の拡充及び適用範囲の拡大を図り、交通事業者へ十分な予算配分を行うこと。県においても、公共交通の確保維持に資する安全輸送設備等の更新やバリアフリー化等を促進する施策に対する補助金の適用範囲を拡大するとともに、財政措置を充実すること。

(2) 超高齢社会の進展に伴い、近年、高齢運転者による交通事故が頻発すると共に、日常の移動が困難となる高齢者の増加が見込まれるなど、その対策が喫緊の課題となっている。

ついては、安全で安心して暮らせるまちづくりと公共交通利用促進の観点から、運転免許証を自主返納された高齢者等が地域公共交通を利用しやすくなる運賃の補助や各種割引制度及び、市町村が行っている運転免許証自主返納支援事業など、地方自治体や交通事業者が進める環境整備への財政支援を行うこと。

６．路線の休止及び廃止に係る届出への関与について

道路運送法の改正で乗合バスの需給調整規制が廃止されたことにより、多くのバス路線が廃止されてきた。特に地方では、収支悪化に伴い、路線の廃止縮小が現在も続いている状況である。民間乗合バスは住民にとって重要な移動手段で、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏を形成するうえで核となるものである。よって、一方的な届出制によるバス路線の廃止は、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏の形成や今後増加が見込まれる運転免許証の自主返納への対応、地域交通ネットワークの再構築、定住自立圏形成の推進においても大きな障壁となっている。

このため、国においては、交通政策基本計画における基本的方針「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」の観点からも、路線の休止又は廃止について、一定の関与ができる仕組みとすること。

なお、県においては、福岡県交通ビジョン２０２２における基本方針（住み慣れたところで「働く」「暮らす」「育てる」ことができる持続可能な交通をつくる）の観点からも、路線の休止又は廃止について、主体的に一定の関与ができる仕組みとすること。

７．無人駅の防犯対策の強化について

近年、鉄道事業者の経営方針により無人化する駅が増え、駅員が不在となることから駅施設の治安悪化を懸念する駅利用者や周辺住民が増え、駅の防犯対策の強化を要望する声があがっている。これらの対応策として、鉄道事業者に対し、駅施設に防犯カメラを増設するなどして防犯対策を強化するように要請を行うとともに、鉄道事業者が行う防犯カメラの設置等の対策に対しての国・県の補助メニューを創設すること。

８．無人駅化等駅窓口体制の見直しに対する関与について

鉄道事業者の経営方針に伴う、無人駅化等駅窓口体制の見直しを進めることに対して、駅員の不在等により、駅利用者の利便性低下と防犯性等治安及び無賃乗車等のモラル悪化、緊急時対応に対して懸念がある。

また、バス同様に駅は、小さな拠点、コンパクトシティ、連携中枢都市圏の形成や今後増加が見込まれる運転免許証の自主返納への対応、地域交通ネットワークの再構築、定住自立圏形成の推進においても大きな役割を果たす。

見直し等を検討する際には、一律的な見直し対応は行わず、地域状況等を十分勘案した上で、住民への情報提供を的確に行い、事業者が地元に対し説明責任を果たすように指導するなど、主体的な役割を果たすこと。

循環型社会の構築について

循環型社会の構築を推進していくため、下記のとおり措置を講じるよう要望する。

記

１．廃棄物行政への支援等について

(1) 県事業として、県下自治体が一体となったごみ減量運動を展開できるようなソフト面での広域推進体制の整備、企業への指導等を実施すること。

(2) 各自治体間におけるごみ処理行政の格差是正のため、調整を図るとともに各自治体の取組に対する財政措置を講じること。

２．３Ｒの推進について

(1) 再生品の利用促進を図るため、安定した流通システムの確立やグリーン購入法の運用強化を図ること。

(2) 製造・流通段階で廃棄物の発生抑制、再利用が進むよう、環境税をはじめ経済的誘導策等の実効ある仕組みを具体化すること。

(3) ホテル、学校等から大量に排出される生ごみが、利用価値の高いものとして、堆肥化・飼料化だけでなく、より広範囲の製品において再利用されるように、国・県事業として、多様な資源循環に向けた技術開発支援及び情報の提供・共有化を実施すること。

３．地方における環境・リサイクル産業振興の総合的な支援について

(1) 静脈物流システムの構築を図るため、リサイクルポートをはじめとする諸機能を拡充すること。

(2) リサイクル技術の実用化に向けた研究開発を進めること。

(3) 必要に応じ、新たな法律の制定等を行うこと。

４．容器包装リサイクル法について

(1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、拡大生産者責任の観点から、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、ワンウェイ容器の回収を製造・流通事業者に義務付けるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担の適正化について、引き続き検討を行うこと。

(2) 容器包装に係るガラスびんの色識別マーク表示について、色分別を容易にし、

資源の有効な利用を促進するため、指定表示製品に、容器包装に係るガラスびんの「無色」、「茶色」及び「その他の色」を加えること。

５．地域の実情に応じたプラスチックリサイクル制度の構築について

(1) プラスチックリサイクルの円滑な推進のために、リサイクル形態ごとのコスト、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。

(2) プラスチック資源の一括回収の導入にあたり、リサイクル設備の処理能力の確保について、自治体に財政負担を生じさせることのないよう必要な財源措置を講ずるとともに、民間リサイクル事業者等も含めた処理能力の確保に、国は責任を持って取り組んでいくこと。

(3) プラスチック資源循環を一層推進していくために、拡大生産者責任の観点を踏まえ、自治体と事業者の費用負担及び役割分担について、適正なものとなるよう検討すること。

(4) 自治体の分別努力に応じたインセンティブ等の導入については、各自治体の取組を最大限尊重し、検討すること。

　また、熱回収などを前提に施設更新等に着手している自治体については、施設整備に関する財政措置に影響がないよう配慮すること。

(5) プラスチック使用製品廃棄物の効果的な回収体制の構築に向けて、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じること。

６．家電リサイクル法の見直しについて

(1) 不法投棄された家電は、メーカー等が責任をもって再商品化する制度へ改正すること。

　また、一般財団法人家電製品協会が実施する不法投棄未然防止事業協力について、市町村が利用しやすい制度となるよう助言等を行うこと。

(2) 特定家庭用機器廃棄物の引渡し場所について、市町村の要望に応じて設置数を充実させるよう製造業者等を指導すること。

(3) 消費者が負担する収集・再商品化費用は、排出時の徴収ではなく製品購入時に徴収する制度へと改正すること。

７．廃棄物処理施設の整備等について

(1) 廃棄物処理施設の整備については、臨時・巨額の財政負担となることから、平準的な財政運営が可能となるよう、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより

万全な措置を講じること。

また、県においても、財政措置を講じること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体対象施設の範囲を拡大するほか、解体のみの場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置を拡充すること。

(3) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

また、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に充実させること。

(4) ごみ焼却施設で発電した電力を電力会社の送電網へ逆送電するにあたって円滑な接続が行えるよう支援すること。

(5) 循環型社会形成推進交付金等の交付金制度について、補助要件の緩和、補助対象の拡充や補助率の大幅な引き上げを図ること。電力会社への逆送電に要する設備費負担金についても交付対象とするなど財政措置を拡充すること。

８．警察組織と一体となった不法投棄対策の強化について

(1) 不法投棄に対しては、未然防止を含め行政だけの啓発、指導等では不十分であり、「不法投棄は犯罪である」との住民意識の向上を図る上でも、行政と警察組織の連携強化を図ること。

(2) 不法投棄に対する地域警察組織の強化を図ること。

９．アルミ等資源物持ち去り防止対策について

アルミ等資源物持ち去り防止対策については、一市町村だけではその対応に限界があることから、国においては、令和７年６月に成立した盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律について、アルミ等を特定金属として政令にて定めること、県においては、警察組織との連携等の対策を講じること。

10．小型充電式電池の適正処理に向けた体制確立について

拡大生産者責任の観点から、小型充電式電池の海外製品輸入事業者等のＪＢＲＣへの加入の義務付けや、現在ＪＢＲＣの回収対象外となっている破損・膨張等している電池の再資源化体制の整備等、小型充電式電池の確実な回収に向けた措置を講じること。

また、使用済小型家電に内蔵されている小型充電式電池について、取外しが容易な製品の製造や内蔵判別用マークの表示等、小型家電の製造者による環境配慮設計の促進に向けた措置を講じること。

市民への被害の防止及び火災事故の防止等の観点から、市町村による安全上必要となる収集運搬・処理体制にかかる費用負担への財政措置を講じること。